ISSN　0387—3188

平成十八年十一月三十日発行

# 萬葉

萬葉学会

新城と大藤原京 …… 和田　萃(一)
——万葉歌の歴史的背景——

上代の複数 …… 小柳智一(三五)
——接尾語ラを中心に——

黄葉片々
木簡にあらわれた已然形単独の条件表現 …… 犬飼　隆(五三)

書評
山口佳紀著『古事記の表現と解釈』 …… 内田賢徳(五六)

予告 …… (六四)

第百九十六号
平成十八年十一月

# 第百九十五号　目次


柿本人麻呂の表現をめぐって……坂本信幸

「秋風ゆ妹が音聞こゆ」……月岡道晴
――巻十・二〇一六歌の異訓をめぐって――

萬葉集における撥音韻尾字音仮名について……尾山慎
――連合と略音――

書評

廣岡義隆著『上代言語動態論』……橋本雅之

紹介

『セミナー　万葉の歌人と作品』の刊行を終えて　…神野志隆光

第五十九回萬葉学会全国大会開催要項

# 新城と大藤原京

## ――万葉歌の歴史的背景――

和田萃

### はじめに

近年、飛鳥とその周辺地域では、注目すべき大発見が相次いでいる。その端緒となったのは、一九八一年十二月に、飛鳥川を挟んで甘樫丘の東に位置する水落遺跡で、漏剋(漏刻)の遺構が発見されたことであった。『日本書紀』斉明天皇六年五月条に(以下、『日本書紀』からの引用は、斉明紀六年五月条のように記す)、「皇太子(中大兄皇子)、初めて漏剋を造り、民をして時を知らしむ」とみえる記事を裏づける大発見であった。

以後、島庄遺跡、甘樫丘東麓遺跡、酒船石遺跡や、飛鳥京跡における内郭正殿・後殿および広大な苑池の発見などが相次いだ(図①を参照)。これらの遺跡・遺構は、いずれも『日本書紀』にみえる記述を裏づけるものである。とりわけ斉明紀二年是歳条にみえる「狂心の渠」が、一九九八年に飛鳥で発見されたのは衝撃的だった。おそらくそれまでは、考古学・古代史研究者の誰もが、同条にみえる飛鳥での大土木工事を、『日本書紀』編纂時における文飾と考えていたからである。現在では、推古紀以降の記述は史実性に富むとの認識が一般的になったように思う。

ここでは、それらの発見のうち、『万葉集』と関わりがあり、また歌の理解にも影響を及ぼすかと思われる事例を簡略に紹介しながら、日本古代史研究の立場から考えるところを述べたく思う。

### 一　新発見の遺跡

#### 島庄遺跡

一九七二～一九七四年に奈良県立橿原考古学研究所による島庄遺跡の発掘調査で、一辺約四二メートルの方形池の遺構が検出された。その場所は石舞台古墳の西北で、旧高市小学校(現在、村営の駐車場となっている)北側の水田である。調査当時のことをよく記憶しているが、広大な池であるとともに、検出された池の東岸・南岸の痕跡が現在も水田の畦畔によく残っており、それにも

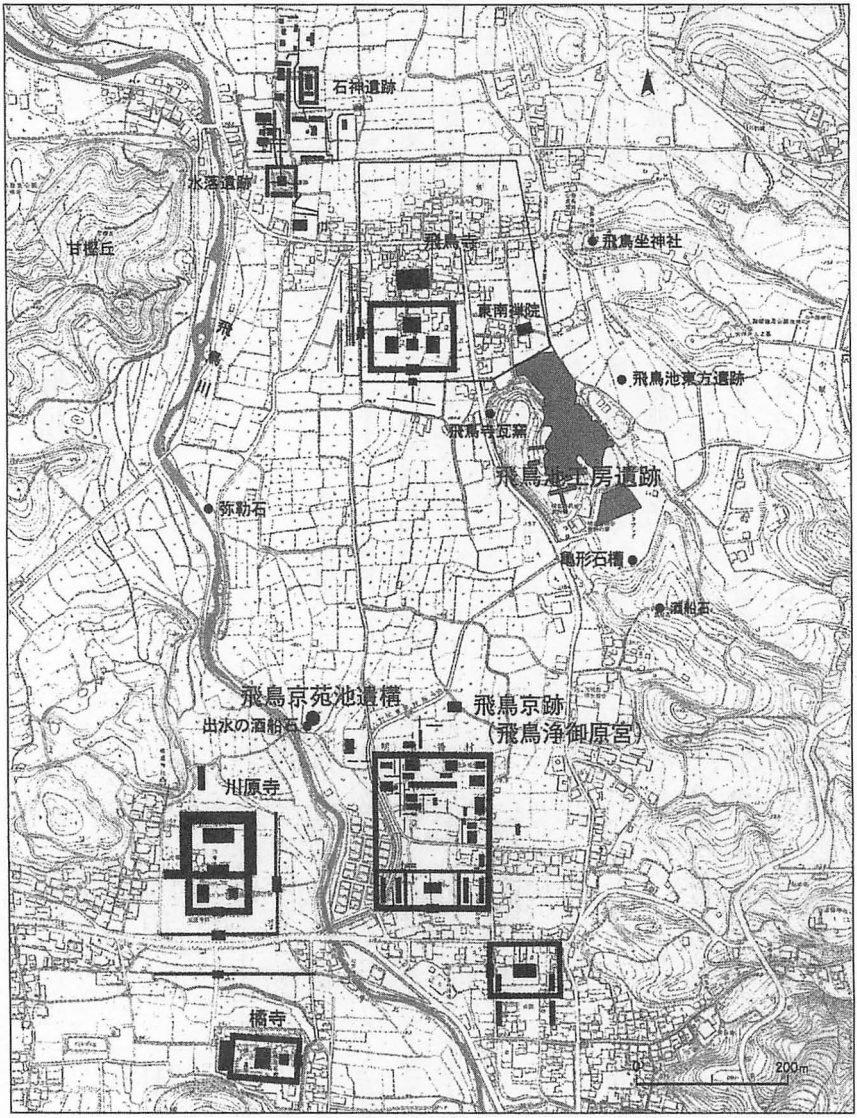


図① 飛鳥の主要遺跡(飛鳥・藤原京展図録による)

一驚した。

池の年代を特定できる資料に乏しく、わずかに池の南側汀線付近で見つかった須恵器片から、推古朝かと推測されるにとどまった。また池の中心部に設けられたトレンチでは、池底の石敷が検出されたのみで、島の存在を示す痕跡は発見されなかった。そのため『日本書紀』推古紀三十四年五月条にみえる、蘇我大臣馬子の嶋の家の庭中に掘られた池とは断定されなかった経緯がある。

その後の島庄遺跡の発掘調査で、池の東側・南側をとりまく幅約一〇メートルの外堤や、それに沿う垣が検出された。とりわけ注目されたのは、一九八七年に池の東北域で実施された第二〇次調査で、池の方位に合致する建物群と、七世紀後半の正方位の建物群が検出されたことである。池の方位に合う建物群を撤去した後に、正方位の建物群が建てられていた。

大臣馬子の嶋の家は子の大臣蝦夷に伝領されたが、六四五年に起った乙巳の変(大化のクーデター)で没官された。そして大王家の離宮、嶋宮として維持されたが、天武十年二月に草壁皇子が立太子されると、嶋宮は東宮として機能したと推測される。検出された遺構の状況は、大臣馬子の嶋の家から嶋宮へ変遷した経緯とよく照応している。第二〇次調査で検出された池の方位に合う古い建物群は馬子の嶋の家、七世紀後半の正方位の建物群は、草壁皇子の嶋宮である可能性が大きくなった。

二〇〇四年の春、明日香村教育委員会により実施された石舞台古墳西方の村営駐車場での発掘調査で、方形池の方位に合う大型建物群と正方位の建物群が重なって検出された。前者は太い柱穴をもつ大型建物群で、多量に出土した須恵器の年代から、推古朝に建てられた蘇我大臣馬子の嶋の家である可能性が高まった。七世紀後半の正方位に合う建物群も大型建物であり、嶋宮にふさわしい。

草壁皇子が薨じた際、柿本朝臣人麻呂は挽歌を献呈し(『万葉集』巻二―一六七～一七〇)、嶋宮の舎人らも歌を献じた(巻二―一七一～一九三)。それらの挽歌に嶋宮の池の景観が歌われており、広大な池には小禽が放ち飼いにされ、嶋の磯辺では石つつじの花が咲いていた。嶋宮に広大な水田が付属していたことを示す史料もあることから(護国寺本『諸寺縁起集』の橘寺の項に、「嶋宮御田拾壹町」とみえる)、草壁皇子の嶋宮では大型の建物群と、それに付属する広大な苑池があったらしい。

嶋宮の池は「勾の池」「上の池」と歌われている。「勾の池」は一般的には曲池と解されるから、「勾の池」と「上の池」は別の池と解釈される。滋賀県立大学の菅谷文則氏にうかがったところでは、直角に曲がった金属製の物差しを「曲尺(かねじゃく)」と称すること

から、「勾の池」を方形池とみてよいとのこと。まことに興味深い指摘であり、その場合には、「勾の池」と「上の池」は同一の池で、さらに下方に「下の池」が想定される。

方形池では、中央部にトレンチを設けて発掘調査が実施されたが、島は検出されなかった。しかしその後、新羅・慶州の雁鴨池で不整形の広大な池中から、神仙の住むという三神山（蓬莱・方丈・瀛洲）を模したかと思われる三つの島が発見された。それらの島は池の中心部には築かれていない。島庄遺跡でも、今後、池の全面発掘が実施されたなら、中央部ではない所から島が発見される可能性があるだろう。

また島庄遺跡では、二〇〇五年に明日香村教育委員会により、右にふれた村営の駐車場の西方、飛鳥川沿いの一帯の調査が実施された。嶋宮関連の遺構が広がっているのでは、と予想されていたが、飛鳥川の氾濫で古代の遺構面は残っていなかった。そのため嶋宮が飛鳥川左岸の東橘遺跡をも含み込んでいるとの指摘[1]は、今後の検討に委ねられることとなった。

二〇〇六年三月に奈良県立橿原考古学研究所により、石舞台古墳東方の尾根にある棚田の発掘調査が行なわれた（島庄遺跡第三一次）。その結果、七世紀前半の二基の大型柱穴（径〇・三メートル）と、主軸方向が東へ二五度振れた柱穴列が検出された。石舞台古墳の主軸方向と合致し、七世紀前半の土器も出土していることから、蘇我大臣馬子が亡くなった後、蘇我氏の一族が結集して馬子の桃原の墓を造営したことを記す、舒明即位前紀の記事を裏づけるものとして注目された。

甘樫丘東麓遺跡

二〇〇五年の秋、飛鳥の展望台となっている甘樫丘から西南へ約八〇〇メートルほど隔たった丘陵東側の山裾で、七世紀代の掘立柱建物五棟が検出された。浅い谷の広い範囲で整地が行なわれており、整地土から七世紀前半の土器が出土している。一九九四年一月にも、隣接地で焼土層が確認されていることから、『日本書紀』に蘇我大臣蝦夷とその子の入鹿が、「甘檮岡」に雙べ建てた邸宅の候補地として発表され、大きな話題となった。

一九九四年に焼土層が発見された直後、私は甘樫丘から西南に続く丘陵やその東麓を踏査して、地形を観察したことがあった。そうすると、それまで自然地形とばかり思っていたものが、丘陵上では随所に人の手が加えられて削り出され、東の山裾でも所々に不自然な平場（ひらば）があって、かつて大規模な造成工事がなされた痕跡を見いだし、一驚したことがある[2]。

甘樫丘から西南へ延びる丘陵上は眺望に優れ、また見方を変えれば軍事拠点としての条件を備えており、とりわけ飛鳥の中心部

を眼下に望みうることが注目される。今日、飛鳥の展望台として周知されている丘は、地元では「豊浦山」と称されてきた。「甘樫丘」の呼称が定着するようになったのは、近年のことにすぎない。皇極紀三年十一月条に、蘇我大臣蝦夷とその子の入鹿が「甘檮岡」に、それぞれ「上の御門」と「谷の御門」を雙べ建てたとみえる。右にみた七世紀代の遺構や焼土層の検出からみて、皇極紀にみえる「甘檮岡」は、現在の甘樫丘とそれに続く丘陵全体を指すとみてよい。

右のように推測できるとすれば、甘樫丘を飛鳥の神奈備山とみることは難しくなる。改めて飛鳥の神奈備山について検討を加えよう。

### 飛鳥の神奈備山

現在、明日香村飛鳥の鳥形山に飛鳥坐神社が鎮座している。『延喜式』神名帳に飛鳥坐神社四座とみえ、社伝によれば、祭神は事代主神・高皇産霊命・飛鳥三日比売神・大物主神とされるが、問題を残している。天武天皇の不予に際し、朱鳥元年(六八六)七月五日、紀伊国の国懸神、飛鳥四社、住吉大神に幣を奉った(『日本書紀』)。

『日本紀略』によれば、天長六年(八二九)三月、大和国高市郡加美郷甘南備山の飛鳥四社を同郡同郷の鳥形山に遷したとみえるから、七世紀後半～八世紀代には飛鳥四社は甘南備山に鎮座していた。飛鳥の甘南備山(以下、神奈備山と記す)を歌った万葉歌は数多い。とりわけ山部宿禰赤人が神岳、すなわち「みもろの神奈備山」に登って、飛鳥古京の景観を詠んだ歌(巻三―二二四・二二五)は人口に膾炙する。

一九七〇年のことと記憶しているが、『明日香村史』の編集が進行中で、大学院生であった私は村史編集のアルバイトとして雇用され、村内の小字名の調査に従事した。その作業中に、橘寺のすぐ南方の山が小字「ミハ山」であることを見出した。神体山で大物主神が籠りいます「三輪山」と同じ呼称であり、また「出雲国造神賀詞」にみえる詞章との関連もあって、まことに興味深く思われた。それで村史の編集委員でもおられた恩師の岸俊男先生(当時、京都大学文学部教授)に報告した。当時、飛鳥の神奈備山については、雷丘あるいは甘樫丘とする説が一般的であったので、早速にミハ山の現地調査をすることになり、私も一緒させていただいた。

飛鳥保存財団の祝戸研修宿泊所はまだ建設されておらず、整地作業が進行中だった。雑木林を登って稜線へ出、稜線をたどりながら、ミハ山中腹の北側地点に至ると、眼下に橘寺がみえ、真北に香具山を望むことができた。辺りには白い小石を敷きつめた

一画があって、やや大きめの石をケルン状に、約〇・五メートルほどの高さに積み上げており、古代の祭祀場を思わせた。そこから尾根を東へやや下ると、「フグリ山」の稜線に高さ一・五メートルほどの磐座群が散在していた。

このようにミハ山からフグリ山にかけての一帯は、小さな白い石を敷きつめた「斎庭（ゆにわ）」を思わせる祭祀場や、近接して磐座群が所在し、神祀りの場所としてまことにふさわしい。ミハ山から北方を望むと、飛鳥京跡から飛鳥寺、遠く香具山を一望することができ、赤人の歌った景観を彷彿とさせる。飛鳥川はフグリ山の裾を縫うように流れており、神奈備山と称されるに足る条件を備えている。「ミハ山」の呼称は、平安初期に至るまで神奈備山であったことを、今に伝えるものだろう。ミハ山を飛鳥の神奈備山とする岸先生の論文、「万葉歌の歴史的背景」が『文学』に発表されたのは、一九七一年九月のことだった(3)。

岸説は定説となり、現在に至っている。右に述べた甘樫丘東麓遺跡の発見によって、甘樫丘から西南に延びる丘陵全体が軍事要塞であり、その一画に蘇我大臣蝦夷と入鹿の邸宅の所在したことが、ほぼ明らかとなった。飛鳥の神奈備山は甘樫丘ではなくミハ山であり、祭祀が行なわれた斎庭からの眺望は、赤人が歌った景観ともよく合致する。



### 雷丘の発掘

二〇〇五年の秋、奈良文化財研究所により雷丘の発掘調査が行なわれた。雷丘は約二〇メートルほどの小丘にすぎないが、飛鳥川を隔てて南側の甘樫丘と向かい合っており、持統天皇が「雷岳」に遊んだ折に、柿本朝臣人麿が作った歌「大君は神にし座せば雨雲の雷の上に廬らせるかも」（巻三―二三五）や、雄略朝に小子部栖軽が雷神を捉えたことから、「雷岡」の名が生じたとの伝承（『日本霊異記』上巻第一縁）がよく知られている。

これまで雷丘は藪に覆われた雑木林だったので、容易に上ることが出来なかった。学生時代から飛鳥を隈なく歩いてきた私も、実は雷丘に上ったことがない。このほど丘全体が公有地化され、展望台が計画されることとなり、奈良文化財研究所により発掘調査が実施された。発掘調査中に調査現場を見学する機会があり、樹木が伐採された雷丘に上った。たかだか二〇メートルほどの高さではあるが、上ってみると実に見晴らしがよい。飛鳥は勿論のこと、大和国原のほとんどを望むことが出来る。

発掘調査の成果を紹介すると、中世（おそらく一五世紀頃）に大規模な工事を行なって山城が築かれたため、残念ながら古代の遺構面は残っていなかった。そのため、持統天皇の雷丘への行幸に際して造営されたかと思われる廬の痕跡は発見されなかった。た

だ注目されるのは、西斜面から五世紀後半の円筒埴輪片が多数出土したことで、当所に古墳の所在していたことが確実になったことである。小子部栖軽が雷神を捉えたとの伝承が、雄略朝のこととして語られていることと結びつく可能性がある。

また現地説明会後に、西斜面から七世紀中頃の小規模な石組みの埋葬施設が二基検出された。『日本霊異記』には、栖軽の死後、雷丘に墓が造られ、「雷を取りし栖軽の墓」と記した木製の墓標が立てられたが、栖軽を憎んでいた雷がその墓標に落ち、柱の裂け目に挟まれて捕えられたという。喪葬令によれば、三位以上および別祖の氏宗は並びに墓を営むことができ、また墓には碑を立て、具に「官姓名之墓」と記せ、とみえている。二基の墓のいずれかに墓標が立てられていて、たまたまそれに落雷することがあったことから、栖軽は死後にも雷を捉えたとの伝承が語り出されたのかもしれない。説話伝承が生まれる経緯を考える際、注目すべき資料となるだろう。

### 飛鳥京跡の内郭遺構

二〇〇五年三月、飛鳥京跡の第一五三次調査で、Ⅲ期(上層遺構)の内郭中枢部から大型建物跡が検出された。これまでの発掘調査成果により、飛鳥京跡のⅢ期はA期とB期に分かれ、A期は斉明・天智朝の後飛鳥岡本宮(六五六～六七一年)、B期は天武・持統朝の飛鳥浄御原宮(六七二～六九四年)に相当することが判明している。A期・B期を通じて同一の内郭を踏襲するが、B期になって内郭のやや南東にエビノコ郭が造られ、さらに両郭を包摂する外郭が形成された。

第一五三次調査で検出された大型の掘立柱建物は、内郭の正殿とみなしうるもので、東西八間(約二三・五メートル)南北四間(約一二・四メートル)の規模をもつ高床建物である。その東側と西側に東西二間(約五・四メートル)南北二間(約六・二メートル)の廊状建物があって、それぞれ南北四間(約一二・四メートル)東西二間(約六メートル)の建物に取り付いている。この二棟の南北建物は、『日本書紀』に「向小殿」とみえるものかと思われる(天武紀九年正月八日条・同十年正月七日条)。西側の向小殿はB期のある時期に撤去されて、池状遺構とされた。二〇〇四年度の調査では、大型建物の南側に大規模な石敷広場が広がり、三条の塀によって、さらに南側の内郭前殿(東西七間・南北四間)と隔てられていることが判明している。(4)

二〇〇六年三月、第一五三次調査地のすぐ北側で発掘調査が行なわれた(第一五五次調査)。予想もしなかったことであるが、第一五三次調査で検出された建物群と全く同構造・同規模の建物群が検出された。内郭後殿とみなしうる。内郭の正殿と後殿の間は

二条の南北塀で限られているので、後殿は、より奥まった所にあるとの印象を受ける。同規模であるが、内郭正殿が基壇土の上に建てられているのに対し、内郭後殿には基壇土がない。そのため内郭後殿の棟の高さは正殿に比し〇・三～〇・四メートルほど低くなり、南側から見れば内郭後殿は内郭正殿の陰になって隠れてしまう。

『日本書紀』によれば、飛鳥浄御原宮の内裏内に、安殿・外安殿・大安殿・内安殿・向小殿などがあったことがみえ、検出された建物群とどのように対応するのか、今後の検討課題となる。目下のところ私案では、内郭前殿を外安殿(天武紀十年正月七日条)、内郭正殿を大安殿(天武紀十四年九月十八日条、朱鳥元年正月十六日条、同二月四日条)、内郭後殿を内安殿(天武紀十年正月七日条)と推定している。

またA期の内郭がB期にも踏襲されたとみると、六五六～六九四年まで、約四〇年近く同一の殿舎が用いられたことになり、その歴史的背景が問題になる。いずれの建物も、径〇・八メートルの巨大な柱であることから、耐用年数には問題はない。茅葺きであれば二十年前後で葺き替え、また正殿・後殿とも外部装飾を何度か変えた可能性もある。天武紀十年三月二十五日条に「新宮」、同十四年九月九日条には「旧宮」の呼称がみえるのも、建物の建て替えではなく、外装を新たにした「新宮」と、旧状のままの「旧宮」と解しうるかもしれない。

斉明朝の大土木工事

近年の発掘調査で、斉明朝(六五五～六六一)に飛鳥で行なわれた大土木工事に関わる遺跡・遺構であることが判明したのは、石神遺跡・水落遺跡のほか、酒船石遺跡、狂心の渠、飛鳥京跡の苑池遺構などである。とりわけ酒船石遺跡と狂心の渠については、斉明紀二年是歳条の記述と密接に関わるところがあるので、まず同条を簡略に検討する。同条は以下の①～⑤で構成されている。

① 是歳、飛鳥岡本に更に宮地を定めた。時に高麗(高句麗)・百済・新羅が使者を遣わし調を進めたので、紺色の幕を宮地に張り巡らせて、饗宴を行なった。その後、宮室を起こし、遷って後飛鳥岡本宮と号した。

② 田身嶺(たむのみね)の頂上近くに、冠を被ったような形状に垣を巡らせた。また嶺の上の両槻の樹の辺りに観を起て、両槻宮と名付けたが、それは天宮とも称された。

③ 斉明天皇は興事(大土木工事)を好んだ。すなわち水工に命じて、香山(香具山)の西から石上山に至るまで渠を掘らせ、舟二〇〇隻に石上山の石を積み、流れに沿って運び、宮の東

の山に引き上げ、石を累ねて垣を造った。

④ 当時、人々はそれを謗って「狂心の渠」と言った。渠を掘るために功夫三万余を、石垣を造るために七万余の功夫を、徒に動員したからである。宮の材木は朽ち果て、山の頂に埋もれたので、人々はまた「石の山丘は造るに随って自ずから崩れてしまった」と謗ったという。

⑤ また吉野宮を作った。

①の後飛鳥岡本宮については前項でふれた。②の両槻宮については、まだその史実性を確認できていない。大宝二年(七〇二)三月十七日に、大倭国に命じて二槻離宮を繕治させているところから(『続日本紀』)、五十年近く離宮として機能したらしい。亀形石槽などの見つかった酒船石遺跡との関連も説かれている。しかし両槻宮が営まれた田身嶺(奈良県桜井市の多武峯をさす)との距離は約二七五〇メートル、比高差は四五〇メートルもあり、途中には細川谷古墳群が広がっているので、説得力に欠ける。

③については、実際の地形に即して考えてみると、なかなか理解し難い。別に説いたのでそれに譲るが[5]、天理の石上山(現在の豊田山)から切り出した石(天理砂岩と称する)を、布留川・初瀬川(大和川本流)・米川を利用して香具山の西まで運び、そこから「宮の東の山」(酒船石のある丘陵を指す)までは、新たに掘削した狂心の渠を利用して舟に乗せて運んだと推測される。この記事が理解しにくいのは、天理砂岩を切り出した山を石上山とする一方で、狂心の渠を利用して天理砂岩を香具山から宮の東の山へ運び上げた、その山をも「(飛鳥の)石上山」としていることによる。

狂心の渠は一九九八年に、飛鳥池遺跡の東側に位置する飛鳥池東方遺跡で確認された。七世紀中頃の北流する幅六~七メートル、深さ一メートルの大溝であり、約二〇〇メートルにわたって検出された。一九九九年二~三月、明日香村教育委員会が行なった飛鳥坐神社近くの飛鳥東垣内遺跡でも、幅約一〇メートルの同じ流路が確認された。流路の延長は、飛鳥池東方遺跡で検出された部分を合わせると、約四〇〇メートルである。また一九九〇年に同教委が奥山久米寺の東方で確認した大溝(溝幅一二メートル以上、深さ〇・六メートル以上。七世紀末以前)までを含めると、約一キロメートルにも及ぶ。地形等を勘案すると、この大溝は香具山の西にまで至ると判断される。

⑤の吉野宮の造営は、一九九一年に実施された宮滝遺跡第四四次調査において、集落東部から七世紀中頃にさかのぼる広大な池(東西五〇メートル、南北二〇メートル)と、柵列(東西三五メートル)が検出され、斉明朝の吉野宮が確認された。

### 斉明紀二年是歳条の歴史的背景

斉明紀二年是歳条にみえる①～⑤の記事のうち、②を除けば全て史実であることが確定した。問題になるのは、その歴史的背景であろう。

乙巳の変後の孝徳朝において、律令国家体制確立のための大綱が示され、新政権の体制を整えるとともに、全国的に評を設置し（立評）、地方行政組織の整備が開始された。また公民が負担すべき賦役が制定されて新政権の国家財政基盤が整い、全国的規模で公民を動員することも可能となった。そうした財政的な裏づけや全国から役民を徴発することで、孝徳朝の難波宮の造営や斉明朝の飛鳥での大土木工事も可能となったのである。

一方、孝徳朝～斉明朝期の東アジア世界は激動しており、倭国もその渦中にあった。唐による再三再四の高句麗征討が、その最大の要因である。六四七年（大化三）に唐は高句麗を再征し、翌年にも第三次高句麗征討を行なった。六五八年（斉明四）にも唐は高句麗を攻め、六六〇年（斉明六）に至り、唐・新羅の連合軍は、倭国と永年にわたり修交関係にあった百済を滅ぼした。

『日本書紀』では、斉明朝における飛鳥での大土木工事を、老境にあった斉明天皇の個人的な「興事」を好む性癖に帰しているが、それは編者らの歴史観に基づく見解にすぎない。激動する東アジア情勢の渦中にあって、斉明天皇・中大兄皇子を中心とする政権が採用した方策は、倭国の権威を高め、対外防備を固めることであった。

後飛鳥岡本宮を造営し、宮の東の山（酒船石のある丘陵。飛鳥の石上山）に石垣を作り（酒船石遺跡）、そのために大溝渠（狂心の渠）を掘削し、また亀形石槽を中心とした湧水施設や広大な苑池（飛鳥京跡苑池）を作ったのも、飛鳥を訪れる朝鮮半島諸国家の使節らに、倭国の威信を示すためのものだったと推測される。

また奈良盆地を南北に縦走する古道、上ツ道・中ツ道・下ツ道が敷設された時期も、私見によれば孝徳朝末年～斉明朝初年のことであった。それらの道は、飛鳥の大土木工事に動員された各地からの役民の往来や、諸物資を飛鳥へ搬入するために利用されたが、軍用道路としての機能を併せ有していたことが重要である。上・中・下ツ道と奈良盆地を東西に横断する横大路が壬申の乱の舞台となったことは、それを証明している。壬申の乱は国内での戦乱であったが、他国軍が瀬戸内海から大阪湾に侵入したり能登半島周辺へ侵攻した場合、それらの直線道はいち早く臨戦体制をとるために必須のものであった。なお大阪平野を東西に横断する大津道・丹比道や、奈良盆地を東西に走る横大路の敷設時期については、私説では推古朝と推定している。

斉明紀に、越の蝦夷や粛慎を討った記事が頻出する。唐による攻撃を何度も受けた高句麗軍が日本海に逃れたり、朝鮮半島を南下することを危惧した倭国政権が、越とその北方域を支配下におくために行なった軍事行動とみることが出来る。

斉明朝と初期万葉

以上のことを踏まえると、乙巳の変後の孝徳朝には、大化前代とは全く異なった国家体制となり、それに続く斉明朝の倭国は未曾有の危機に瀕していた。そうした時期にこそ、過去を追懐し現実を直視する歴史意識が尖鋭となる。初期万葉の歌は、そうした状況下に生まれた。初期万葉の歌をみよう。『万葉集』巻一の雑歌では、巻頭に雄略天皇の御製歌、次いで舒明天皇が香具山に登って国見をした際の御製歌で始まる。斉明朝における歴史認識では、雄略朝は古代であり、舒明朝は現代の始まりであった。

しかしこの両歌は、代代の大王による春先の国見儀礼で歌い継がれてきた伝承歌であり、雄略や舒明の御製歌とすることはできない。「高市岡本宮御宇天皇代」として舒明朝に係けられている軍王の歌(巻一―五・六)は、讃岐国安益郡への行幸に際してのものであるが、軍王の出自・経歴が不明である上に、左注にみえる如く、『日本書紀』には讃岐国への行幸はみえない。したがって舒明朝に作られた歌かどうか、疑問が残る。

次に「明日香川原宮御宇天皇代」(皇極朝)の標目のもとに、額田王の歌がみえる(巻一―七)。しかし左注に引く山上憶良大夫の『類聚歌林』では、「一書に戊申の年比良の宮に幸すときの大御歌といへり」と記し、戊申年(大化四年〈六四八〉)の皇祖母尊(皇極先帝)の歌とする。『日本書紀』には同年の比良宮行幸はみえない。また左注には、斉明五年(六五九)三月庚辰(三日)条の「天皇、近江の平浦に幸す」の記事を掲げているから、この歌は「後岡本宮御宇天皇代」(斉明朝)のものと考えられる。額田王の生年は推古三十五年(六二七)頃と推定されているから(6)、皇極朝(六四二～六四五)には十五～十九歳であり、皇極天皇に代わっての歌とも考えにくい。

次に「後岡本宮御宇天皇代」の歌として、額田王(巻一―八・九)、中皇命(巻一―一〇～一二)、中大兄皇子(巻一―一三～一五)の歌があげられており、初期万葉の幕開けと言うにふさわしい。

巻二の相聞をみると、「難波高津宮御宇天皇代」(仁徳朝)の標目のもとに、仁徳天皇々后の磐姫の歌が掲げられている(巻二―八五～九〇)。仁徳朝は雄略朝をさらに遡る時代と認識され、相聞歌は雑歌よりも古い時代に起こったと認識されていたのだろう。しかし巻頭歌については、左注でも『古事記』を引用して衣通王が同母兄の軽太子を偲んで作った歌を掲げ、両者は酷似している

ことから、磐姫皇后が詠んだとされる歌群は、『古事記』編纂時に近い頃のものと見なしうる。

続いて「近江大津宮御宇天皇代」（天智朝）の標目下に、（天智）天皇、鏡王女、内大臣藤原卿、久米禅師、大伴宿禰、巨勢郎女の歌を掲げる。しかし鏡王女をめぐる天智天皇と内大臣藤原卿の歌は、それぞれ中大兄皇子・中臣連鎌足であった時期の歌であり、その時期は斉明朝の可能性が大きい。挽歌は「後岡本宮御宇天皇代」の標目のもと、有間皇子の自傷歌（巻二―一四一・一四二）で始まっており、斉明朝がその嚆矢であった。

以上の考察に基づけば、奈良時代の初めに勅撰歌集として成立したと推定される巻一・巻二では、時代の画期であった斉明朝を、初期万葉の時代とする歴史認識があったと考えられる。

## 二　藤原宮の役民の歌、御井の歌

### 藤原宮御宇天皇代の歌の配列

新城と大藤原京を論ずる前に、「藤原宮の役民の作る歌」（巻一―五〇）と「藤原宮の御井の歌」（巻一―五二・五三）を取り上げ、検討を加えたい。

巻一では、「藤原宮御宇天皇代」（持統朝）の標目のもとに、まず持統天皇の御製歌をあげ（巻一―二八）、次いで柿本朝臣人麿の近江荒都の歌（巻一―二九～三一）、高市古人の近江旧堵感傷歌（巻一―三二・三三）、紀伊国行幸歌（巻一―三四・三五）、吉野宮行幸に従駕した柿本朝臣人麿の吉野宮讃歌（巻一―三六～三九）、伊勢国行幸従駕者の歌（巻一―四〇～四四）と続く。

持統の御製歌は、持統八年十二月に藤原宮に遷ってから詠まれたもので、年代からすれば「藤原宮の御井の歌」の後に置かれるべきものである。御製歌であることから、標目の次に掲げられたのであろう。この御製歌を除けば、左注により時代順に配列されているとみてよい。

「軽皇子の安騎の野に宿りましし時、柿本朝臣人麿の作る歌」（巻一―四五～四九）は、東京天文台により、安騎野（奈良県宇陀市大宇陀区迫間の「長山」。かぎろひの丘万葉公園の地）で、夜明け前に「かぎろひ」が立ち「西山」に月が傾く日時は、持統六年十一月十七日午前五時五〇分頃と算出されているので(7)、持統六年三月の伊勢国行幸従駕歌の後に置かれているのは妥当である。

問題は、それに続く「藤原宮の役民の作る歌」（巻一―五〇）、志貴皇子の明日香風の歌（巻一―五一）、「藤原宮の御井の歌」（巻一―五二・五三）の作歌時期である。

「藤原宮の役民の作る歌」では、藤原宮造営時に、近江の田上山から伐り出された木材を宇治川に流し、さらに筏に組んで泉河

（木津川）を遡らせる様を歌う。左注では、『日本紀』に朱鳥七年（持統七年）八月と同八年正月に藤原宮に幸したこと、同八年十二月に藤原宮に遷居したことがみえる、と注記する。

しかしこの注記は不十分で、本来であれば持統四年十月二十九日に太上大臣の高市皇子が藤原の宮地を観たことや、同年十二月十九日に持統天皇が藤原に幸した記事を挙げるべきと思われる。後に新城や大藤原京について述べるように、天武十一年三月に新城で造都事業が開始されて天武の行幸があり、また天武十二年七月・天武十三年三月には天武による京師巡行があって、藤原宮の造営が開始されていた。したがって役民の作る歌は、天武十一年～同十三年か、天武の不予・崩御によって中断した造営事業が持統天皇即位により再開され、本格化した持統五年頃の歌とみなければならない。

人口に膾炙する志貴皇子の明日香風の歌は、その詞書きに「明日香宮より藤原宮に遷居りし後、志貴皇子の御作歌」とみえるから、明らかに持統八年十二月に藤原宮に遷ってから後のものである。

「藤原宮の御井の歌」では、「やすみしし　わご大王　高照らす日の皇子　荒栲の　藤井が原に　大御門　始め給ひて」と歌われており、藤原宮造営当時の歌のようにも解しうる。藤原宮造営途中のある時期に、「高照らす日の皇子」が埴安の池の堤に立って、藤原宮の東・西・北の御門の背後に香具山・畝傍山・耳成山、南の御門の彼方に吉野の山があることを歌い、一転して焦点を御井に絞って、その永遠なることを祈る。

反歌では、長歌で歌い納められた御井の清水を汲む處女（采女）らを歌い、藤原宮を誉め讃える歌となっている。荘重な長歌とは異なり、反歌は明るく華やかで、両歌あい俟って優れた歌になっていると評価しうる。しかし反歌は長歌で用いられた詩句を踏襲し、また長歌の内容をも踏まえながら作者の感懐を述べるのが一般的であるから、巻一―五三の反歌は、長歌にはややそぐわないとの印象も受ける。

そうした観点からすると、長歌は藤原宮造営中のものであるのに対して、反歌は藤原宮へ遷って後のものと考えられ、両歌は作歌時期が異なると判断される。以上のことを踏まえると、藤原宮の役民の歌と御井の歌は天武十一年～同十三年か、持統五年頃の歌であり、持統の御製歌、志貴皇子の明日香風の歌、御井の清水を汲む處女らを歌ったものは、持統八年十二月に藤原宮に遷居して後の歌とみることが出来る。

田上山

近江の田上山から、藤原宮造営のための用材を伐採し始めた時

期は、いつ頃だったのだろうか。藤原宮の役民の歌が安騎野へ遊猟した折の柿本朝臣人麿の歌の後に置かれ、またその左注からみて、『万葉集』巻一・巻二の編者らは、持統七年頃と認識していた。しかし右に検討を加えたように、そうした認識は誤りとみなさざるをえない。天武朝における新城の造営は、藤原宮造営とほぼ同義であるから、田上山での用材の伐採は天武十一年～十三年には、すでに始まっていた可能性が大きい。

注目されるのは、天武五年五月の勅により、飛鳥の南淵山・細川山で草を刈ったり樹木を伐る行為、畿内の禁野とされている山野で妄りに草を焼き木を伐る行為が禁じられたことである。こうした禁制が出された背景を考えると、推古朝以来、飛鳥では諸宮や諸寺、王臣らの居宅の造営があい継ぎ、そのため南淵山や細川山のヒノキ・スギが大量に伐採されて荒廃し、さらに畿内に所在した禁野の山野でも樹木が伐り出されるに及んだ状況がうかがわれる。大和では飛鳥以外にも、寺川上流の多武峯や初瀬川(大和川本流)上流域の初瀬谷など、荒廃化が進行していた可能性が大きい。そうしたところから、畿外の近江の田上山での用材の伐採が始まったと解される。

また天武紀五年是年条によれば、この年、新城に都を造ろうとして、その予定地内の田園は公私を問わず耕作しなかったので悉く荒廃し、そのため造都事業を中止したとみえる。同年五月条の飛鳥の南淵山・細川山や畿内の禁野での樹木伐採の禁断は、新城の造営とも深く関わるものであったことが知られる。

さらに一歩進めて考えると、天武五年以前に飛鳥の南淵山・細川山や畿内の禁野では樹木の伐採が進行しており、その原因は斉明朝における飛鳥での大土木工事だったのではないだろうか。それに関連して、奈良盆地を南北に縦走する古道、上ツ道・中ツ道・下ツ道の敷設時期が問題となる。先に私見では孝徳朝末年から斉明朝初年と想定していると述べたが、ここでその根拠を示しておきたい。

### 上・中・下ツ道の敷設時期

上・中・下の三道については、壬申の乱の記事中にみえるので、天智朝末年にはすでに敷設されていたことが明らかである。天智六年(六六七)三月に近江遷都が行なわれた。宮廷の人々、諸王臣、官人達の大半(飛鳥古京の留守司を除く)は、家族ともども飛鳥の倭京から近江京に移ったから、人々の大移動や大量の物資の運搬に、この三道の果たした役割には絶大なものがあったとみてよい。しかし天智紀には、近江遷都の前に大和で大土木工事を行なった記事はみえない。近江遷都当時、上・中・下の三道はすでに敷設されていたとみるべきだろう。

注目されるのは、白雉四年(六五三)六月条に、次の記事がみえることである。

百済・新羅、使を遣して貢調り物献る。處處の大道を修治る。天皇、旻法師命終せぬと聞して、使を遣して弔はしめたまふ。幷て多に贈を送りたまふ。皇祖母尊及び皇太子等、皆使を遣して、旻法師の喪を弔はしめたまふ。遂に法師の為に、畫工狛堅部子麻呂・鮒魚戸直等に命せて、多に仏菩薩の像を造る。川原寺に安置す。(或本に云はく、山田寺に在すといふ。)

「處處の大道を修治る」の記事は、どのように理解すべきだろうか。一見すれば、すぐ前の「百済・新羅、使を遣して貢調り物献る」という記事に関わるようであるが、白雉年間に限ってみても、白雉元年に新羅、同年六月に百済・新羅、同三年四月に新羅・百済が倭国に使者を遣して献物しているから、白雉四年に限って、使者のために大道を修治したとは考えにくい。

白雉四年是歳条によれば、皇太子の中大兄皇子は孝徳天皇に「倭京への遷都」を要請したが、孝徳はそれを許さなかった。そのため中大兄皇子は皇祖母尊(皇極先帝)・間人皇后(孝徳天皇の皇后)や皇弟(大海人皇子)らを率いて倭の飛鳥河辺行宮に入り、公卿大夫・百官の人らも遷ったとみえている。先の白雉四年六月条では、「處處の大道を修治る」の記事に続いて、旻法師の命終に際し、皇祖母尊および中大兄皇子らは使いを遣わして喪を弔い、旻法師のために多数の仏菩薩像を造らせ、川原寺に安置したとみえる。この記事からみると、皇祖母尊や中大兄皇子らは、白雉四年六月にはすでに倭の飛鳥河辺行宮に入っていたらしい。物化した旻法師に対する弔問も孝徳天皇とは別になされており、仏菩薩の像を造らせて飛鳥河辺行宮に近い川原寺に安置しているからである。川原寺は旻法師ゆかりの寺だったのであろう。

皇祖母尊・中大兄皇子・間人皇后らが諸王臣・官人らと共に飛鳥に戻った後、孝徳天皇は天皇の位を退き、山碕に宮を造らせようとしたという。しかし諸王臣や官人らの多くが飛鳥へ去った状況下では、それも難しかったと思われるから、「處處の大道を修治る」という施策は、飛鳥に去った皇祖母尊や中大兄皇子らにより進められたものと理解される。處處に大道を敷設する大工事は大和で実施されたものであり、斉明二年(六五六)の後飛鳥岡本宮の造営や、飛鳥での大土木工事に直結するものであった。上ツ道・中ツ道・下ツ道の三道が敷設されたことが、斉明二年の飛鳥での大土木工事を可能にしたのである。

さらに付け加えると、飛鳥寺の発掘調査によれば、西門は南門よりも規模が大きい。出土する瓦も創建時のものがなく、新しい時期の瓦ばかりであった。西門遺構から復原される西面築地は、伽藍の中軸線と同様にほぼ真北で、南北道に面している。この南北道を北方へ延長すると、中ツ道と重なることから、飛鳥寺の再整備は三道敷設と密接に関わっていると判断される。

斉明三年七月十五日に、飛鳥寺の西に須弥山の像を作って、朝には盂蘭盆の会を設け、夕には都貨邏の人々に饗しており、斉明五年三月十七日には、甘樫の丘の川上に須弥山を造って陸奥と越の蝦夷に饗しているから、三道の敷設とともに飛鳥寺西側の広場が整備され、国家的な饗応の場とされたことがうかがえる。飛鳥寺の西門が南門よりも大規模であるのは、そうした歴史的背景に結びつく。

### 関津遺跡の発見

近江の田上山に話を戻すと、平成十五年(二〇〇三)に滋賀県大津市の関津(せきのつ)遺跡で、七世紀中頃から後半頃の竪穴住居九棟や溝、奈良時代の流路、倉庫とみられる時期不明の掘立柱建物などが発見され、流路内から六四〇年代頃の墨書土器が出土した。関津遺跡は滋賀県大津市関津町に所在し、平成十四年に県営圃場(ほじょう)整備事業や大津市都市計画道路建設事業に伴う事前調査で発見され、平成十五年から本調査が実施された。遺跡地は、勢多川の左岸沿いの水田地帯で、県内で最も南にある田上地域の西南隅にあたり、東方には太神山をはじめとする田上山系の深い山並みが広がっている。平成十八年には「田原道」が検出された。

注目されるのは、遺跡地の一帯が水陸交通の要衝だったことである。中世には勢多川水運を利用した「関津浜」があり、古代にも同様の川津が所在し、山城地域と近江を結ぶ「田原道」(奈良時代の「東山道」とする想定もある)が走っていた。北方には瀬田丘陵が広がり、七世紀後半には近江国府が設置される。瀬田丘陵や関津遺跡のすぐ北の南郷周辺地域では、七世紀中頃から鉄生産が開始され、都に最も近い鉄の生産地として、全国でも有数の鉄生産遺跡群が形成されていた。

右にふれた墨書土器は、仏具である銅椀を模した直径一七・六センチ、器高六・七センチの土師器の杯で、その底部外面に墨書している。私も釈読の機会を得、「四十□(古カ)」(「古」は「個」に通じる)と読んだ。その器形や伴出した須恵器から、六四〇年代頃のものとされている。この時期の墨書土器の事例は少なく、奈良県明日香村の坂田寺跡から出土した六五〇年頃のものが最も古いとされている。関津遺跡出土の墨書土器は精良なものであることから、飛鳥で作られた土師器であり[8]、当地に運ばれて使用中に墨

書が加えられ、用途済みとなって流路内に廃棄された。私見では墨書土器を、七世紀中葉すぎ、斉明朝(六五五～六六一)の資料とみなしてよいと考える。

平成十六年度の発掘調査は、平成十五年度調査区の西側で実施された。検出された主な遺構として、奈良時代後半の南北溝(幅一メートル、深さ〇・五～〇・六メートル)と、それに方位を合わせた九棟の掘立柱建物が検出された。やや大きめの建物1～4が並び、その東北方向に総柱の建物(倉庫)5～9がが配置されている。他の建物に比べ一回り大きい建物1は二間×三間の南北棟で、柱の掘り方は一辺〇・八～〇・九メートルの隅丸方形、柱間は二・一メートルの規模である。

建物群とともに注目されるのは、溝や掘立柱建物の周辺から、八世紀後半の須恵器・土師器のほか、緑釉陶器、須恵器の杯蓋に「中」、同じく杯身の底に「丁」と記した墨書土器、円面硯、土馬などが出土したことである。建物群や出土遺物からみて、官衙(役所・官庁)もしくは官衙的な集落(在地首長や役人の住い)と考えられ、造東大寺司のもとにあって「田上杣」を管理した「田上山作所」が想定されている。(9) 田上山作所では、石山寺の増改築に際しても、田上杣から大量の木材を伐採して川津に運び出し、筏に組んで勢多川を遡り、石山寺まで運んでいる。

以上の発掘調査成果を踏まえると、平成十五年に出土した墨書土器から、田上山での樹木の伐採は斉明朝に開始された可能性を指摘でき、太神山の西麓で、七世紀中葉～後半にさかのぼる遺構・遺物の検出が待たれる。「藤原宮の役民の作る歌」でも、田上山から伐り出した木材を筏に組んで宇治川(勢多川)に流しており、まず琵琶湖へ運び出して宇治川へ流したのではないことに注意したい。

筏に組まれた木材は、宇治川から巨椋池を経由し、泉河(木津川)を遡って木津(京都府相楽郡木津町)まで運ばれた。あるいは木津周辺の鹿川や山松川を利用して、さらに奈良山丘陵の北側近くまで運ばれた可能性もある。田上山から伐り出されて木津まで運ばれてきた大量の木材は、コナベ越えの道(JR都路線沿いの道)や歌姫越えの道を利用して奈良山の南側まで運ばれ、そこから奈良盆地を南下して大和三山付近まで輸送された。

奈良盆地内での木材の大量輸送には、修羅を用いるのが一般的であったと推測されるが、それには直線道が不可欠であった。したがって右にみた「處處の大道を修治る」の記事は、奈良盆地を南北に縦走する上ツ道・中ツ道・下ツ道を敷設したことを示す記事と理解される。この三道に沿って、上総(かんさ)・美濃庄・武蔵・伊予(いよ)戸(ど)・稲葉・石見・伊豆七条など、国名集落(10)が多いことも、あるい

は木材輸送に諸国から徴用された人々が宛てられたことと結びつく可能性がある。そして後にこの三道は、近江遷都に際し人々の往来や諸物資の運搬に利用され、また壬申の乱では軍用道路としても機能するようになったのである。

## 三　藤原京と大藤原京

### 藤原宮域・藤原京域の想定

『扶桑略記』などによると、平城遷都直後の和銅四年（七一一）に、藤原宮は大官大寺とともに焼亡したという。現地表には条里地割が残るのみで、藤原京域内の条坊地割の痕跡は全く残存していない。平城遷都後に、平城京と下ツ道を基準として奈良盆地全域に条里が施行され、その過程で藤原宮域や大藤原京域は整地されて、田園のなかに埋没したと推測される。

その後、藤原宮については、『扶桑略記』に「高市郡鷺栖坂地是也」とみえ、また『釈日本紀』に引く「氏族略記」にも、同じように「藤原宮在二高市郡鷺栖坂北地一」と記している。しかし鷺栖坂の位置が不分明であったために、それらの記述は藤原宮の地を示す確証とはされなかった。そうした状況下にあって、近世に入り賀茂真淵が『万葉考』（宝暦十年〈一七六〇〉に成り、明和五年〈一七六八〉に刊行された）において、十市郡高殿（たかどの）村（橿原市高殿町）に所在する「大宮殿」と称されていた土壇を、藤原宮の大極殿跡と考証したのは、まことに注目すべき業績であった。

その後の明治期の研究、大正年間における喜田貞吉の画期的な研究、昭和初年の田村吉永（よしなが）による条里制に基づいた藤原宮域の復原、昭和九年十二月から同十八年八月に至る日本古文化研究所による藤原宮址伝説地高殿の発掘調査とその成果、その最中における喜田貞吉と発掘責任者であった足立康との論争等については、岸俊男によって詳細な研究史の整理と問題点の指摘が行なわれている[11]。

昭和四十一年（一九六六）一月二十九日、国道一六五号線のバイパス計画が閣議決定され、その予定路線内の緊急発掘調査が、昭和四十一年十二月～同四十三年五月に奈良県教育委員会により実施された。その調査に藤原宮跡調査指導委員会の委員として加わった岸俊男（当時、京都大学文学部助教授）は、出土木簡の整理・釈読を担当するとともに、古代史研究の立場から藤原宮域の解明にも従事した。その過程で、日本古文化研究所により検出された大極殿の中軸線が、大和の古道である中ツ道と下ツ道の二等分線と重なることに着目し、それを手がかりとして、中ツ道・下ツ道・横大路・阿倍山田道を藤原京の東・西・北・南京極大路と想定し、喜田貞吉が指摘していた南北十二条・東西八坊の京域案に基づい

て条坊を割り付け、宮域を想定した。岸の想定に基づいて藤原宮東北隅の発掘調査が行なわれ、想定通りに一本柱列が直角に曲がっていることが確認され、藤原宮の宮域は確定したのである。

岸説藤原京と大藤原京

大和の古道を東西南北の京極大路とする岸説藤原京（図②のABCD）は、平城京との関連を整合的に説明できるという点でも、まことに魅力的な学説であった。すなわち西京極大路である下ツ道は、平城京では路幅を広げて朱雀大路とされ、また東京極大路である中ツ道は、奈良市北之庄町の五徳池の北側で平城京の東京極大路に取り付く。岸説藤原京では、一坊の長さが〇・五里（一里は約五三〇メートル）であるのに対して、平城京の一坊の長さは一里であり、藤原京の東西八坊の長さ（四里）を二倍すれば、平城京の東西八坊の長さ（八里）となる。また岸説藤原京では南北十二条（六里）で、平城京は九条（九里）だから、平城京の面積は藤原京の三倍となる。このように岸説藤原京に立てば、平城京との関わりを明解に説明することができる。以上の理由から、岸説藤原京は広く支持されるところとなり、長らく定説となった。

そうした状況下にあって、昭和五十五年（一九八〇）に秋山日出雄氏により、岸説藤原京よりも広大な大藤原京（図②のEIJH）が提示された[12]。昭和五十九年に、下ツ道西方の院ノ上遺跡（橿原市八木町一丁目。橿原郵便局の場所）と耳成山北方の下明寺（げみょうじ）遺跡（橿原市葛本町）において、岸説藤原京の京内道路の延長線上に道路遺構が検出され、大藤原京が注目されるようになり、阿部義平氏[13]や押部佳周氏[14]による大藤原京（図②のEFGH）が示された。

昭和六十二年一月に、橿原市四条町の四条遺跡で画期的な発見があった。遺跡地は、下ツ道から西方へ約三五〇～四五〇メートル離れた場所である。五世紀後半に築造された一辺約三〇メートルの方墳（後に四条一号墳と命名。周濠内から多数の木製の葬送具が発見された）を削平し、整地した後に東西道路と南北の小路が敷設されていた。四条古墳が削平された時期は、出土した土器により、天武朝初年と推定された。東西道路は京内の四条大路を西方へ延長したもので、その規模は全く同じである。東西道路の中心線上には、道路敷設の基準線とされたかと思しき小溝が東西に掘られ、大路完成後に埋められていた。南北の小路は、下ツ道から西方へ三九九メートル（岸説藤原京の一・五坊分の距離に相当）離れた地点で、東西道路と交差して検出された。また交差地点の東北・西北域では、多数の掘立柱建物や柵・井戸などが検出され、平城遷都直前まで宅地として機能していたことが判明した。

四条遺跡で検出された大路・小路や側溝の敷設時期は不分明であったものの、四条遺跡の発見により、平城遷都直前には、下ツ

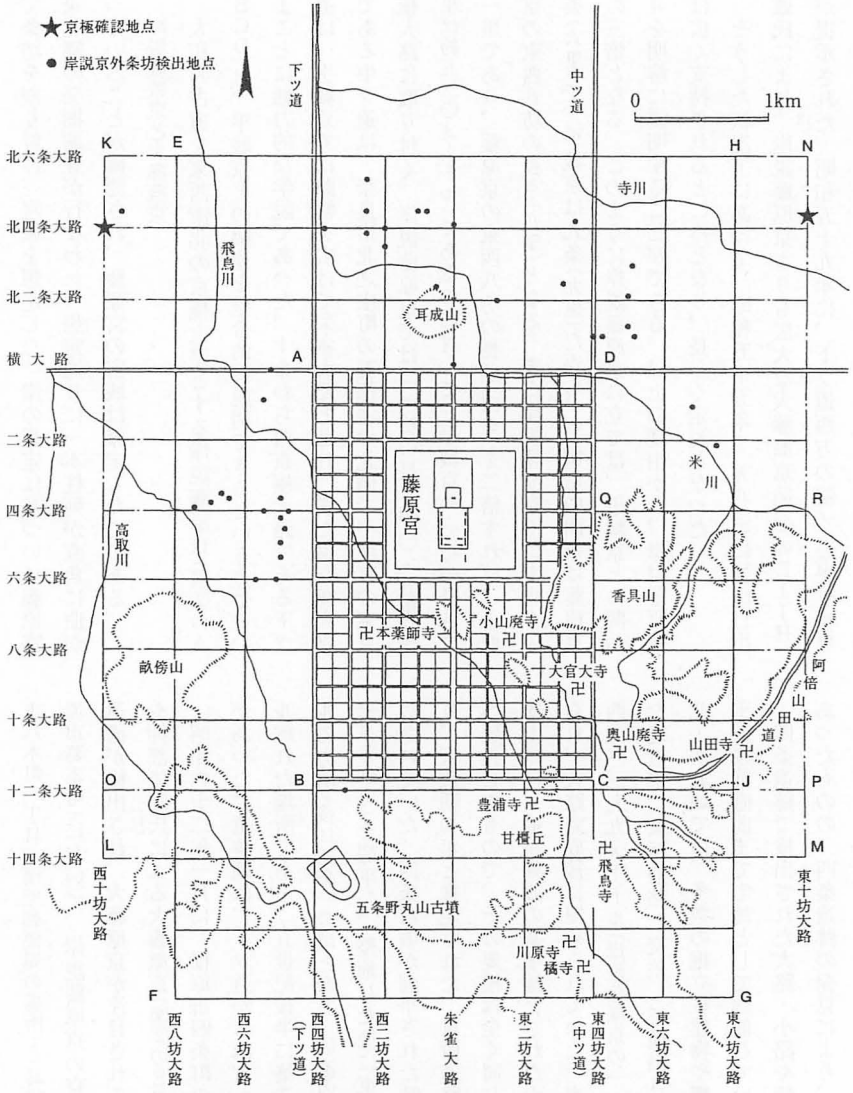


図② 藤原京域の復元諸説（条坊呼称は岸説およびその延長呼称による）

ABCD＝岸俊男説，EFGH＝阿部義平・押部佳周説，EIJH＝秋山日出雄説，KOPN または KOCQRN＝竹田政敬説，KLMN＝小澤毅・中村太一説　KL 線上の★印は土橋遺跡、NM 線上の★印は上之庄遺跡

（小澤毅氏『日本古代宮都構造の研究』による）

道西方域で岸説藤原京の京内と全く同じ条坊区画の広がっていたことが確実になったのである。

平成八年（一九九六）に至り、橿原市土橋町の土橋遺跡と桜井市上ノ庄の上ノ庄遺跡で、大藤原京であったことを示す決定的な遺構が検出され、土橋遺跡を発掘した竹田政則（政敬）氏により、新たな大藤原京（図②のＫＯＰＮまたはＫＯＣＱＲＮ）が示された[15]。平成九年には、小澤毅[16]・中村太一[17]の両氏から、『周礼』考工記の記述に基づく十里四方の大藤原京（図②のＫＬＭＮ）が提示され、大方の支持を得て現在に至っている。

### 宮内条坊道路の発見

大藤原京論の展開と並行して、藤原宮内で藤原宮期の遺構面よりさらに下層から、条坊道路が発見され、注目されるようになった。その嚆矢となったのは、昭和四十八年の西方官衙地区の調査においてであり、その後も宮内で同様の発見があい次いだ。本来、条坊道路は京内だけに設けられた筈のものである。そのため宮内から検出された条坊道路遺構については、様々な解釈がなされた。

昭和五十二年に大極殿北方地域の発掘調査で、それを明解に説明しうる重要な発見があった。下層から、南北大溝（幅約七メートル、深さ二メートル）や、四条大路・四条条間路に相当する条坊道路が検出されたのである。大溝内からは約一三〇点もの木簡が出土し、その内には「壬午年」「癸未年」「甲申年」などの干支を記したものや、「進大肆」の位階を記したものがあった。壬午年・癸未年・甲申年は、それぞれ天武十一年・十二年・十三年にあたり、また進大肆の位階は、天武十四年正月に制定された官位四八階制に基づく。その結果、下層の大溝を埋めて入念に突き固め、さらに全域に客土して整地した後に、藤原宮の大極殿院が建設されたことが判明した。その時期は、木簡にみえる年紀や出土した大量の土器の年代から、天武朝末年と判断された。

以上の成果に基づけば、四条遺跡の四条一号墳が削平されて整地された時期は、新城に都を造ろうとした天武五年のことと推定しうる。新城の造営は同年に中断したが、天武十一年三月一日に三野王や宮内官の大夫らを新城に派遣して都を造らせ始め、同年三月十六日には天武が新城へ行幸しているから、新城の造営が再開されたことがわかる。また天武十二年七月十八日に天武は京師を巡行し、同十三年三月九日にも京師を巡行して「宮室の所」を定めたことが注目される。したがって造営が再開された新城は京師とされ、天武十三年三月九日に藤原宮の位置を決定して大極殿院の整備が開始され、それとともに藤原京域の造営が本格化したとみられる。この時点における藤原京の京域が、岸説藤原京であったのか、あるいは大藤原京であったのか、詳らかではない。藤

原京の造営事業は、天武朝末年に天武が不予となったため、中断されたのであろう。

朱鳥元年九月九日に崩じた天武天皇は、長期にわたる殯宮儀礼が終了した持統二年十一月十一日に大内陵に葬られた。大内陵の場所が決定されたのは、天武が重態となった時期か、崩御直後のことだったと思われる。その時点では、藤原宮や藤原京の造営がかなり進捗していたから、大内陵は藤原京の朱雀大路の延長線上に決定された。その位置は、岸説藤原京では横大路から南へ九里の地点であり、『周礼』考工記に基づく小澤毅・中村太一両氏の説では、北京極大路より一二里の地点にあたる。

持統三年九月十日に、皇后の鸕野皇女が新城を見ているのは、即位後の新城(藤原宮)造営再開に向けてのことであったとみてよい。持統四年正月一日に鸕野皇女が即位した。持統天皇である。持統四年十月二十九日、太政大臣の高市皇子が藤原宮の地を視察し、公卿百寮の人々も従った。同年十二月十九日には、持統天皇も藤原宮の地を視察し、公卿百寮の人々も皆それに従った。新城(藤原宮)造営の再開である。以下、持統八年十二月六日の藤原宮遷都までの記事については省略に従う。

三山歌

賀茂真淵の『万葉考』から大藤原京に至る経緯を、やや詳しく述べたのは、以下に取り上げる万葉歌の解釈にも深く関わるからである。まず中大兄皇子の「三山歌」(巻一―一三～一五)を取り上げよう。

三山歌は、「後岡本宮御宇天皇代」の標目のもとに置かれ、長歌では、香具山と耳梨山が畝火山をめぐって争った神話伝承を引きながら、現実の妻争いを歌う。反歌では、その神話伝承ゆかりの印南国原を歌い、そこでの夕景の美しさと夜の月明を想う歌で納める。印南国原の歌は、『播磨国風土記』揖保郡上岡里条にみえる伝承、すなわち大倭国の畝火・香山・耳梨の三つの山が相闘した際、出雲国の阿菩大神がそれを諫めようとして印南国原に至った時、争いが止んだと聞き、そこに留まったとの伝承を踏まえている。したがって斉明七年正月六日に、斉明天皇以下、宮廷の重だった人々が挙って難波津から乗船し、西征に赴いた際の歌であり、八日に大伯海で大伯皇女が誕生しているから、七日の夕に印南原で停泊した際に、歌われたものと推測される。

中大兄皇子の三山歌については、周知のように「男雄志」の訓みと解釈が分かれている。しかし妻争いは、一人の女性を二人の男性が争うのが一般的であるから、三山相闘についても、男山である香具山と耳梨山が、女山である畝傍山をめぐって争ったとみる解釈が妥当と思われる。

大和三山のうちでも畝傍山の印象は、山を望み見る場所によって大きく異なる。常日頃、大和三山を眼にする機会の多い私の印象では、近鉄橿原線の畝傍御陵前駅付近からすぐ西の畝傍山を見ると、その山容は突兀としており、とりわけ陽の沈んだ後の夕映えに浮かぶ畝傍山は、魁偉ですらあって男山を思わせる。

しかし奈良盆地を巡る青垣の山々の一つ、葛城山の麓から東北に見る畝傍山の山容はまことにたおやかで、女山を思わせる。西南方向へ長く延びる尾根が途中で高まっており、また西麓の畝火山口坐神社の一帯が窪地状を呈しているため、葛城山麓から見ると、畝傍山の頂上と、西南方向へ延びる尾根の高まりが、あたかも二瘤駱駝の背のような印象を与える。かつて堀内民一が、「畝傍山を西の方に廻って近くみると、不完全ながら二上の形をしている」と評した[18]のも、そうした印象に基づくのだろう。

第三代の安寧天皇の山陵は畝傍山西南御蔭井上陵と称される。畝傍山の西南にあった「御蔭井」の辺の山陵の意である。「ホト」は男と女の「隠し所」を指す言葉であるが、ホトを露にして踊ったアメノウズメ命、火神カグツチを生んだ際にホトを焼かれて死んだイザナミ命、遺骸のホトに麦が生じたオホゲツヒメ、ホトを箸で突いて死んだヤマトトヒモモソヒメのように、神話や伝承では女性のホトが取り上げられるのが一般的である。その背景には、女性のホトを神秘的で呪力に満ちたものとする観念があったらしい。そうしたことを踏まえると、「御蔭井」をもつ畝傍山は、女山とみなされていたのではないだろうか。

畝傍山には、香具山や耳成山とは異なった特色がある。後にもふれることであるが、畝傍山の麓には古墳が数多く所在するのに対して、香具山周辺では希薄であり、耳成山に至っては全く存在しない。畝傍山の山麓には、現状でもスイセン塚古墳やイトクノモリ古墳があり、やや離れて神武陵・綏靖陵がある。この二陵については、古墳である可能性が大きい(後述)。

また四条古墳の発見を端緒として、畝傍山東北の四条町一帯には、埋没古墳が数多く存在していることが判明するようになった。埋没古墳とは、かつては古墳であったが、新城や大藤原京造営に際し、また後世に耕作などのために墳丘が削平されたため、その痕跡を現地表に留めないものを言う。以上のことを踏まえると、畝傍山は三山のなかでも際立った特色を有する山であり、三山相闘の伝承では女山として歌われていると思われる。

近江荒都の歌

柿本朝臣人麿が近江の荒れたる都を通り過ぎた際に歌った長歌と反歌二首(巻一―二九～三一)は、「藤原宮御宇天皇代」の標目のもとに置かれている。人麿の歌で最も古いのは、柿本人麿歌集に

みえるもので(巻十―二〇三三)、その左註に「この歌一首は庚辰の年作れり」とみえるから、人麿は天武九年(六八〇)頃から官人として出仕したらしい。次いで作歌時期の明らかな歌は、持統三年(六八九)四月十三日に薨じた日並皇子尊(草壁皇子)の殯宮で献じた挽歌(巻二―一六七～一七〇)である。持統朝になって歌人として著聞するようになったとみてよい。

そうした時期に人麿は近江荒都の歌を詠んだ。人麿が廃墟と化した近江大津宮を、何時、どのような理由で訪れたのか、不明である。人麿の歌に続いて高市古人(黒人か)も近江旧都を傷んだ歌(巻一―三二・三三)を詠んでいるから、古人も同時期に近江旧都を訪れたらしい。人麿はまた、「近江国より上り来る時、宇治河の辺に至りて作る歌一首」として宇治川の網代木を歌い(巻三―二六四)、よく知られた「夕波千鳥」の歌もみえている(巻三―二六六)。巻三―二六四の詞書きからみると、人麿は公務で近江国に一時期滞在していたようである。

近江荒都の歌で注目されるのは、人麿が「玉襷　畝火の山の橿原の　日知の御代ゆ　生れましし　神のことごと　樛の木のいやつぎつぎに　天の下　知らしめしを……」と歌っていることである。「橿原の日知の御代」とは、畝傍山の麓の橿原宮で即位したと伝えられる初代の神武天皇の時代をさし、それ以来、歴代の天皇が天下を治めてきたと歌う。『万葉集』で初代の神武天皇の御代を歌うのは、大伴宿禰家持の「族に喩す歌一首」(巻二〇―四四六五)に、「……秋津島　大和の国の　橿原の　畝傍の宮に　宮柱　太知り立てて　天の下　知らしめしける　皇祖(すめろき)の　天の日嗣と……」があるのみで、その歴史意識が注目される。

壬申の乱の最中、大伴連吹負の率いる大和の大海人皇子軍が金綱井(奈良県橿原市小綱(おづな))に集結した際、高市郡大領高市県主許梅に依りついた高市社の事代主神と身狭社の生霊神が、「神日本磐余彦天皇の陵に馬および種々の兵器を奉れ」と託宣したので、許梅を神武陵に遣わし、馬および兵器を奉ったことがあった。壬申の乱に際して、東征を行なって大和を平定した神武の伝承が回顧され、神武陵へ馬や兵器を奉献したと推測される。しかし右の託宣には、神武の御代の治績に対する評価はまだ現れていない。

ところが人麿の近江荒都の歌では、神武の治世を「玉襷　畝火の山の　橿原の　日知の御代」と讃えており、明らかに質的変化がうかがえ、その背景が問題となる。私見では、鸕野皇女が持統四年正月一日に飛鳥浄御原宮で即位したことと深く関わっていると推測する。

『日本書紀』によれば、正月即位の事例は二〇例を数えるが、正月一日即位に限ると神武・応神・顕宗・持統の四例にすぎない。

持統四年正月朔日に鸕野皇女が即位して持統天皇となったことは確実であるが、他の三例は史実とは認めにくい。そうすると、『日本書紀』に初代の神武が辛酉年正月朔日に即位したとするのは、『日本書紀』編纂に際し、持統の事例を踏襲したものと判断される。

壬申の乱に際し、勝利を願って神武陵に奉幣された。大海人皇子軍が勝利したから、乱後の天武朝に神武陵の整備が行なわれたものと思われる。また天武十年三月から開始された帝紀および上古諸事の記定作業が進行する過程で、神武に関わる伝承も最終的にまとめられたものと判断される。この天武朝史局とも言うべき組織で行なわれた作業は、参加者の、その後の経歴からみれば、二、三年の間で終了したようであり、まとめられた史料や史書は、後に『古事記』『日本書紀』編纂に際し共通の史料となったものと推測される。(19)

天武朝史局が機能していた時期は、先に言及した新城や京師の造営事業が行なわれていた期間とも重なる。新城や京師の範囲が大藤原京であったか否かについては問題を残すものの、大和三山に囲まれた地域であったことは動かない。神武が畝傍山の麓の橿原宮で即位したとの歴史認識が確立したのも、この時期であろう。

神武のカムヤマトイハレヒコ(神倭伊波礼毗古・神日本磐余彦)という呼称は、「原」帝紀がまとめられた六世紀中葉に、和風諡号らしく整えられたものにすぎない。もともとは(ヤマトノ)イハレヒコ、すなわち「ヤマトの域内のイハレの英雄」という名で語り継がれた人物であり、その即位場所も磐余と伝承されていたとみられる。継体元年(五〇七)二月に樟葉宮で即位した継体が筒城宮・弟国宮をへて、継体二〇年(五二六)九月に磐余玉穂宮に入った事実が、初代神武のイハレヒコという名に投影されていると考えられる。(20)磐余は寺川左岸の一帯で、香具山の東北域にあたり、大和三山に囲まれた範囲内は含まれない。神武が即位した橿原宮の伝承地は畝傍山の東麓であり、新城や京師が造営された段階で、初めて神武陵とともにその所在地がクローズアップされたものと判断される。

人麿はまた、「……橿原の　日知の御代ゆ　生れましし　神のことごと……」と歌い、神武以来の歴代天皇を「神」と讃えている。これも天武天皇を、「大君は神にしませば」(巻十九―四二六〇・四二六一)と讃えた天武朝以降の観念の現れである。同様に『万葉集』では、持統天皇(巻三―二三五。或本の説では忍壁皇子)、天武の皇子の長皇子(巻三―二四一)と弓削皇子(巻二―一二〇五)らが、「大君は神にしませば」と歌われている。人麿の宮廷歌人としての登場は、持統三年四月十三日に薨じた草壁皇子を悼む殯宮挽歌

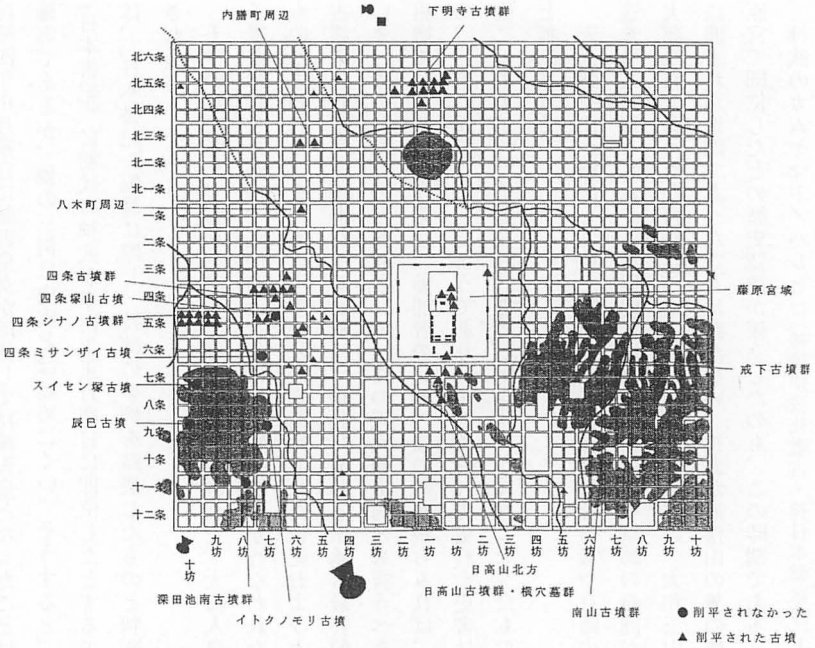


図③　大藤原京域の古墳分布図（鈴木裕明氏注(21)の報文による）

を献じた時からであった。

右の検討に従えば、人麿が近江荒都の歌で「橿原の日知の御代」と歌ったのは、天武朝史局でまとめられた神武伝承を踏まえ、また歴代天皇を「神」と歌っていることから、持統朝初年の歌と判断される。

神武陵の所在地

畝傍山の周辺に、古墳がいくつか点在している（図③参照）。よく知られているのは、スイセン塚古墳とイトクノモリ古墳である。スイセン塚古墳（橿原市慈明寺町に所在）は、畝傍山の西北麓に位置する全長七一メートルの前方後円墳、畝傍山東麓のイトクノモリ古墳（橿原市畝傍町に所在）は、全長約三〇メートルの前方後円墳で、ともに前期古墳と推定されている。

先にふれた四条一号墳の発見を端緒として、畝傍山の東北～北方域にあたる橿原市四条町の一帯に、多数の埋没古墳の存在することが判明した。これまでに四条古墳群では一二基、桜川を挟んでその西方域に広がる四条シナノ古墳群では一〇基の埋没古墳が確認されている。畝傍山の東北域、飛鳥川と桜川に挟まれた微高地に広がる四条古墳群は五世紀前半～六世紀中葉に築造され、全長四三メートルの帆立貝形古墳である四条二号墳（五世紀後半の築造）を中心として、円墳五基・方墳六基から成る。四条一号墳で

は、円筒埴輪・朝顔形埴輪のほかに多量の「木の埴輪」や木製祭祀具が発見され、大きく報道された。笠形(四六個)・杭状(三〇個)・盾形(二個)・刀形(二個)・鳥形(三個)などである。四条二・七・八号墳からも、笠形や杭状の木製祭祀具が出土している。四条古墳群の所在地は、図③にみるように大藤原京に基づく条坊呼称では、右京三条六坊、四条六・七坊、五条五・六坊にあたる。

近年、確認された四条シナノ古墳群は、畝傍山の東麓を流れる桜川の西側一帯で六世紀前半～中葉に築造されたもので、一辺一〇～二三メートル規模の小型方墳を中心に一〇基の存在が確認された[21]。その所在地は、同じく右京五条九・十坊である。

このように畝傍山の東北域から北方域にかけて分布する四条古墳群や四条シナノ古墳群では、新城もしくは藤原京の造営に際して墳丘が削平され、埋没古墳となった。それに対して、大藤原京の四条大路以南に、削平されずに残った古墳が現存することが注目される。その代表的なものは、四条塚山古墳(現在、綏靖陵に治定。右京五条七坊に所在)と四条ミサンザイ古墳(現在、神武陵に治定。右京六条七坊に所在)である。四条塚山古墳は現在でも墳丘を確認することができ、直径約三〇メートルの円墳と考えられている(図④参照)。元禄修陵に際し神武陵に治定されたが、文久修陵で綏靖陵に改められ、今日に至っている。

四条ミサンザイ古墳については、嘉永二年(一八四九)に当時奈良奉行であった川路聖謨(としあきら)(一八〇一～六八)が『神武御陵考』を著わして、山本村の小字「神武田(じんぶた)」に残る、わずかな小丘と芝地を神武陵であると主張し、同書を幕閣に捧呈したことから、大きな影響を及ぼすようになった。宇都宮藩が中心となって行なった文久修陵に際し、山陵奉行のもとで山陵取調べに従事した谷森善臣(一八一七～一九一一)は、実地調査の成果や諸史料に基づき、「神武田」を神武陵の地と考証した。それに基づき、「神武田」の地で大がかりな整備事業が行なわれたが、その際、周濠を掘削する過程で、鳥形埴輪や子持ち壺の装飾須恵器が出土した。また近年の神武陵周辺の調査でも埴輪片や須恵器片が出土している。それらの遺物からみると、四条ミサンザイ古墳は六世紀前半の古墳である可能性が大きい。

また紀元二千六百年記念事業にともなう橿原遺跡の調査に際し、橿原神宮と神武陵の中間地点である大久保神社(橿原市大久保町に鎮座)付近に、桂田塚、宿禰塚、黄金塚、娘子塚(おとめづか)と称される塚の所在することが注目されたが、それらの塚については古墳の可能性はないとされた[22]。

現状では、それらの所在地を確かめることすら出来ない。ただ桜川に近い娘子塚は、わずかな高まりを残していた。それで私は

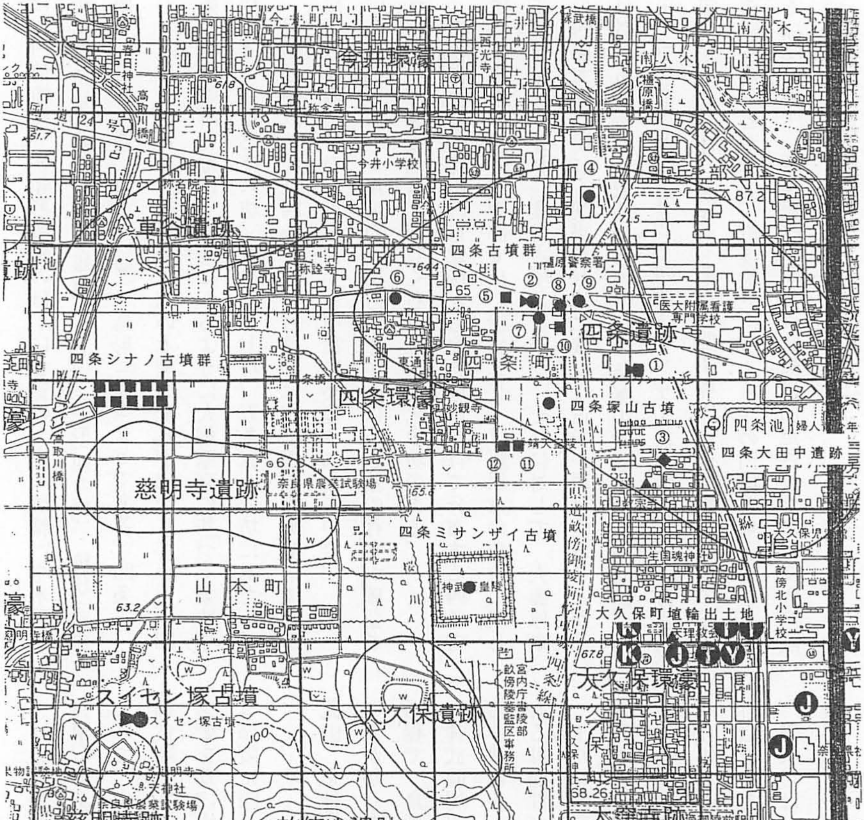


図④　四条古墳群周辺の古墳分布図（鈴木裕明氏注(21)の報文による）

『万葉集』にみえる桜児伝承の歌（巻十六―三七八六・三七八七）に関連して、娘子塚に言及したことがある。[23] しかしその娘子塚も、数年前に削平されてしまった。桜児伝承の成立経緯を考えると、奈良時代には古墳と認識されていた可能性は否定できないように思う。

こうした状況を考えると、畝傍山の東北域に所在した古墳のうち、天武朝における新城や藤原京の造営に際し、削平されずに残された古墳の内に、当時、神武陵とされていたものが含まれているとみてよい。六世紀中葉の「原」帝紀編纂に際し、カンヤマトイハレヒコは初代王として位置づけられた。そして時間の経過とともに、畝傍山の東北域～北方域に所在した古墳の一つを、神武陵とする伝承が生じたと思われる。今尾文昭氏と鈴木裕明氏は、四条大路のすぐ南側に位置し現在に至るまで墳丘をよく残している四条塚山古墳を、神武陵の有力な候補とされている。[24]

壬申の乱後に即位した天武天皇が、神武陵の整備に努めたことは想像に難くない。また天武朝史局における帝紀および旧辞の記定作業においても、初代王神武の功業が顕彰され、壬申の乱と関わり深い吉野や宇陀がクローズアップされるとともに、神武が磐余の地ではなく畝傍山の麓の橿原宮で即位したと記定されたと考えられる。持統即位に際しても初代王神武が強く意識され、正月朔日の即位となったのだろう。天武や持統を「神」とする観念が生まれたことを受けて、柿本朝臣人麿は近江荒都の歌で「玉襷畝火の山の　橿原の　日知の御代ゆ　生れましし　神のことごと……」と高らかに歌いあげたものと推測される。

### 白錦後苑の所在地

飛鳥京跡の苑池遺構の発見は、今なお記憶に新しい。平成十一年（一九九九）六月に、飛鳥川の右岸に近い所から広大な池が発見された（図⑤参照）。斉明朝（七世紀中葉）に造られ、天武朝（七世紀後半）に再整備された池で、その規模は東西八〇メートル、南北二〇〇メートルにも及ぶ。発掘調査の概要は公刊された『飛鳥京跡　苑池遺構』に詳しいので[25]それに譲り、ここではとりわけ注目される遺構や遺物についてのみふれよう。

池には渡り堤があって、その南側は鑑賞用の池であり、南端部で大正五年（一九一六）発見の「ケチン田の酒船石」を据えた痕跡が確認され、さらに新たに二つの石造物（立石と大きな石槽）[26]が検出された。渡り堤の北側では、大きな島がさらに北方に延び、島に沿う形で通水部が巡っていた。東側の通水部から出土した一三一点の木簡[27]は、一点を除けば全て持統八年十二月の藤原宮への遷居以前のものであり、その内には「西州續命湯方」と記すものがあって、注目された。[28] 通水部出土の木簡の記載内容や出土した種

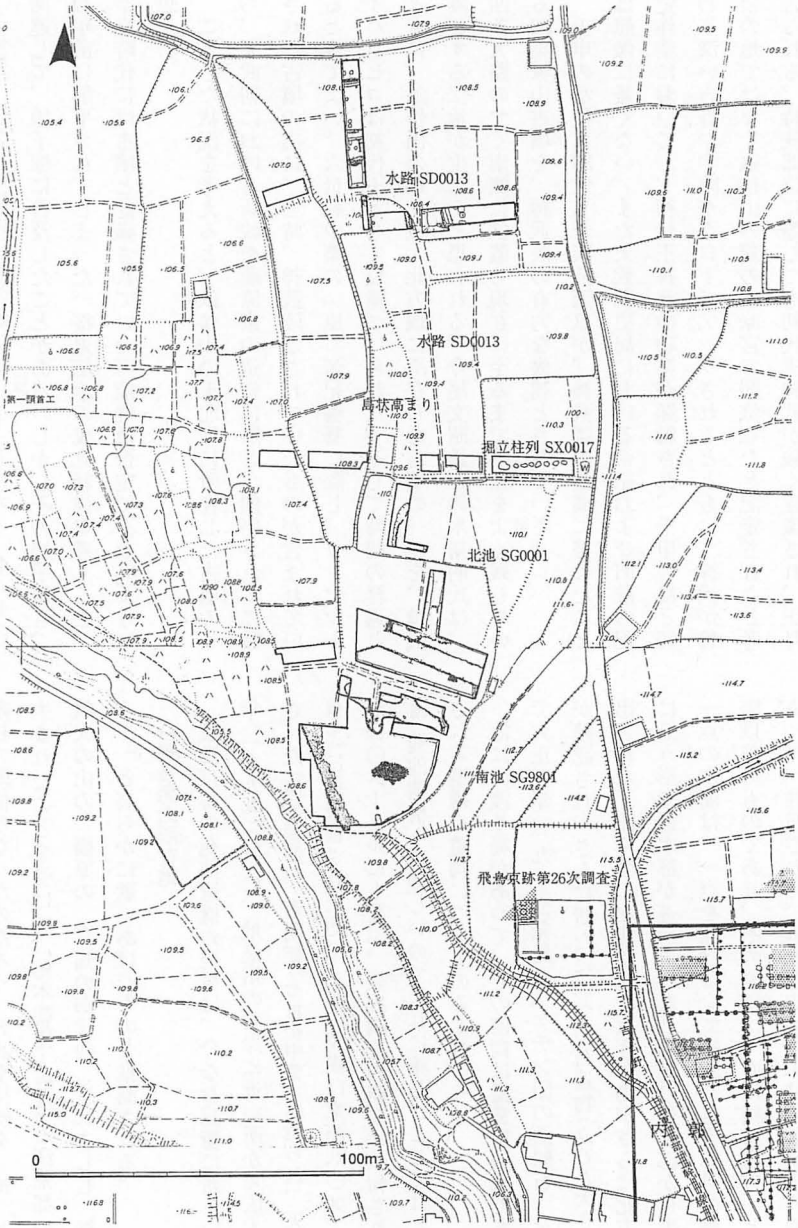


図⑤　飛鳥京跡苑池遺構(注(25)による)

実・花粉・珪藻などの同定分析により、大きな島や通水部東側の一帯には、天皇の食膳に供する果樹や疎菜、薬草を栽培する果樹園・薬草園なども併設されていたと推定できる。まさに苑池と言うにふさわしい。

苑池は飛鳥京跡の内郭のすぐ西北に位置し、飛鳥寺近くにまで広がっていた。内郭は、斉明・天智朝の後飛鳥岡本宮を踏襲したもので、天武・持統朝の飛鳥浄御原宮では、さらに内郭の東南にエビノコ郭を設け、両郭を囲むように外郭を巡らせ、その内部に諸官衙が設けられていた。広大な池を中心とした一帯は、持統八年十二月に藤原宮へ遷るまで、宮内に所在する苑池として機能していた。苑池の北側には、飛鳥浄御原宮の外郭を限る東西の築地塀が走っていた筈だが、まだ検出されていない。渡り堤から南側の鑑賞用の池は十世紀に至るまで機能し、完全に埋没したのは鎌倉時代だったことが判明している。

天武・持統朝において、宮内所在の苑池はどのように称されていたのだろうか。目下のところ、白錦後苑とする説が有力である。天武紀十四年(六八五)十一月六日条に、「白錦後苑に幸す」とみえる(苑は苑に同じ。以下、白錦後苑と表記する)。「後苑」は宮殿背後の苑池を意味するから、内郭の西北に位置する飛鳥京跡の苑池遺構にふさわしい。しかし私は、持統紀五年(六九一)三月五日条に、「天皇、公私の馬を御苑に観たまふ」と記されている御苑とみるべきかと考えている。『六国史』では若干の例外はあるものの、天皇は宮内に「御し」、宮外へは「行幸(幸)す」の表現をとるのが一般的だからである。

天武・持統朝に限れば、宮内の大極殿・大安殿・向小殿に「御す」、宮外の吉野宮・新城・飛鳥寺へは「幸す」の表現をとる。ただ天武紀五年正月十六日条には「嶋宮に御して宴したまふ」とみえ、問題を残す。嶋宮は飛鳥浄御原宮に近接し、後には皇太子の草壁皇子の住む東宮にもなったから、嶋宮は飛鳥浄御原宮と一体化していた可能性がある。平城宮のすぐ北側にあった松林苑・松林宮についても、「御す」の表現をとるのも(『続日本紀』)、同様に理解しうる。「御す」「幸す」は、単なる表現の相違にとどまらない。行幸に際しては、天皇大権の象徴である剣璽(宝剣と神璽)を侍従が携行したが、宮内に御す場合には、そうしたことはないからである。

白錦後苑はどこに所在したのだろうか。先にみたように、天武五年に新城で都造りが開始されたが中断、同十一年に再開され、同十三年三月に天武は京師を巡幸して宮室の地を定めている。白錦後苑への行幸が天武十四年十一月であることは、新城や京師の造営事業の一環として、白錦後苑が造られたとも解釈しうる。持

統四年正月に即位した持統天皇は、新城の地で藤原宮の造営を開始した。

二〇〇一年に実施された藤原京左京七条一坊西南坪で検出された池状遺構から、五千点以上にもおよぶ木簡が出土した。主要なものについては、『木簡研究』第二五号などで報告されている。木簡の大半は大宝元年(七〇一)・同二年のもので、大宝律令施行直後のものだけに、きわめて史料価値が高い。内容をみると、藤原宮の諸門の名称や、それらの諸門を守衛した氏族の名を記すものが多い。また宮内の諸官司から宮外の各所へ諸物資を運び出す際に、通行手形として用いられた木簡(門牓)も多く、重要である。

池状遺構から出土した木簡に、「白錦殿作司□」(表)、「屋部門持□　日□　□」(裏)と記す木簡があり、注目される。「白錦殿」は白錦後苑附属の殿舎とみてよいだろう。そうすると、白錦後苑は天武十四年から二十年近くも機能し続けており、大宝元年か二年に、苑内に新たに殿舎を造作したことが判明する。「屋部門」は、藤原宮の東面北門「山部門」とみてよい。

この木簡は、ある人物が藤原宮内から何らかの物資を白錦殿に届ける際に、屋部門で門牓として提示したものだから、屋部門と白錦後苑はそれほど離れていないと考えられる。以上のことから、白錦後苑を香具山の西北麓に想定することも出来よう。古代には、付近一帯に埴安池が広がっていたから、埴安池に臨む地に白錦後苑が所在した可能性もある。そうすると即位後に持統天皇が埴安池の堤に立って、「藤原宮の御井の歌」を詠んだと推測することも、あるいは可能かもしれない。

橿原市出合町で検出された中ツ道の側溝から、「穂積親王宮」や「和銅二年十一月七日」の日付を記す木簡が出土している(『木簡研究』第二六号)。本来ならここで取り上げ言及すべきものであるが、冗長な記述を重ね、すでにかなりの長文となっている。それで木簡の内容やその背景、また但馬皇女とのよく知られた事件などについては、別に機会を得て述べたく思う。

注

(1) 渡瀬昌忠「島の宮(上)(中)(下)」『文学』一九七一年九・十・十二月。

(2) 和田　萃『飛鳥―歴史と風土を歩く―』(岩波新書)、岩波書店、二〇〇三年。

(3) 岸　俊男「万葉歌の歴史的背景」『文学』三九巻九号、一九七一年九月。後に『宮都と木簡―よみがえる古代史―』(吉川弘文館、一九七七)に再録。

(4) 林部 均「〈飛鳥宮〉の廃絶―飛鳥京跡中枢の調査から―」飛鳥保存財団『季刊 明日香風』九八号、二〇〇六年。

(5) 注(2)に同じ。

(6) 梶川信行『創られた万葉の歌人―額田王―』(はなわ新書)塙書房、二〇〇〇年。

(7) 「天文月報」第七〇巻第九号、一九七七年九月。大宇陀町教育委員会『阿紀野万葉歌碑案内』による。

(8) 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会・大津市教育委員会「大津市関津遺跡発掘調査現地説明会資料」、平成十五年十一月二十九日。

(9) 滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会「大津市関津遺跡発掘調査現地説明会資料」、平成十六年十一月十三日。

(10) 大和の国名集落については、直木孝次郎「国名を持つ大和の地名」(同氏著『奈良時代史の諸問題』所収、塙書房、一九六八年)を参照。

(11) 岸 俊男「藤原宮の沿革」および「藤原宮研究史」奈良県教育委員会『藤原宮』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第二十五冊)一九六九年。後に同氏著『日本古代宮都の研究』(岩波書店、一九八八年)に収められた。第一章の前半部にあたる。

(12) 秋山日出雄「藤原京の京域考―内城と外京の想定―」奈良県立橿原考古学研究所『考古学論攷』第四冊。

(13) 阿部義平「新益京について」『千葉史学』九号、一九八六年。

(14) 押部佳周「藤原京・新益京」『古代史論集 上』塙書房、一九八八年。

(15) 竹田政則(政敬)「藤原京の京域」『古代文化』第五二巻第二号、二〇〇〇年。

(16) 小澤 毅「古代都市『藤原京』の成立」『考古学研究』第四四巻第三号、一九九七年。

(17) 中村太一「藤原京と『周礼』王城プラン」『日本歴史』一九九六年十一月号。

(18) 堀内民一『定本 萬葉大和風土記』人文書院、一九六二年。なお本書は、最近、講談社学芸文庫に収められた。

(19) 和田 萃「太安万侶は古事記の内容にどう関わったか」『国文学』第二五巻一四号。学燈社、一九八〇年。

(20) 直木孝次郎「継体朝の動乱と神武伝承」同氏『日本古代国家の構造』所収、青木書店、一九五八年。

(21) 四条古墳群についての記述は、二〇〇四年五月八日に奈良県立橿原考古学研究所附属博物館で行なわれた、第三回奈良陵墓研究会での鈴木裕明氏の報告「四条古墳群について」の発表資料に基づく。

(22) 奈良県教育委員会『橿原』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告 第十七冊)「第四 橿原遺跡の概観」一九六一年。

(23) 和田 萃「桜児の歌―娘子塚の背景―」『季刊 明日香風』第九六号。二〇〇五年。

(24) 今尾文昭「四条古墳群」森 浩一編『天皇陵古墳』大巧社、一九九六年。同「考古学からみた律令期陵墓の実像」『日本史研究』第五二一号、二〇〇六年。鈴木裕明「四条古墳群について」注(21)に同じ。

(25) 奈良県立橿原考古学研究所『飛鳥京跡 苑池遺構 調査概報』学生社、二〇〇二年。

(26) 出土した立石と大きな石槽は、現在、奈良県立橿原考古学研究所の入口に置かれており、土曜・日曜以外の平日には間近に見学することが出来る。

(27) 主要な木簡の釈文は、注(25)の概報に掲載されている。

(28) 和田 萃「西州續命湯方」『季刊 明日香風』第八八号。二〇〇三年。

付記 本稿は、二〇〇五年十月八日に同志社大学・寒梅館ホールで開催された、萬葉学会全国大会の公開講演会での講演をまとめたものである。当日は、他にも「倭漢氏と檜隈」「藤原氏と大原」などにも言及したが、ここでは割愛した。御了解いただければ幸甚である。

（わだ あつむ・京都教育大学教育学部教授）

# 上代の複数

## ——接尾語ラを中心に——

小柳智一

### はじめに

上代語で複数を表す名詞の形式は三つある。一つは「娘子ら・子ども・神たち」のように接尾語を付ける「接尾形」、二つめは「人々」のように名詞をくり返す「重複形」、三つめは「大宮人は多かれど」〈万葉集4・六九一〉のように何も加工しない「無標形」である。本稿は、このうち最も用法が広くまた意味が確定しにくいラの接尾形を中心に、複数にはどのような種類があるか、各形式はどのような複数を表すか、などを考察する。

資料には主として万葉集を用いる(ただし、その他の資料からも適宜用例を挙げる)。万葉集に接尾語ラと解しうる用例は一三七例あり、そのうち五三例は仮名書で問題がないが、「等」と表記された八四例は「ども・たち」とも訓みうるので検討を要する。まず、音数律によって訓の決定できる場合がある。例えば、

1 嬬嫺等(をとめが)之　〈8・一四二九／長歌・五音句〉

これは五音句なので「をとめらが」とラで訓むのが適当である。次に、意味内容から確定できる場合がある。

2 相有児等尓(こらに)　〈10・二〇六〇／短歌・七音句〉

この例は音数律上は「あひたるこらに」とも「あへるこどもに」とも訓めるが、七夕の歌で、逢っている相手は織女一人である。第三節で述べるが、ドモ・タチには単数を表す例がないので、「あひたるこらに」と訓むのがよいと思われる。

このようにしてほとんどの訓は確定できるのだが、確定できない例がわずかに残る。次の3～5がそれである。

3 汝等(いましが)之　〈6・九七三／長歌・五音句〉

4 荒礒之於丹　浜菜採　海部処女等(あまをとめ)　縷有　領巾文光蟹　手二巻流　玉毛湯良羅尓　〈13・三三四三／長歌・七音句〉

5 打十八為(うちそやし)　麻続子等(をみのこ)　〈16・三七九一／長歌・七音句〉

まず3は音数律上は「いましらが」がよく、実際にそう訓まれているが、仮名書例は「汝多知」〈続日本紀宣命に六例〉なので「い

ましたちが」の可能性を捨てきれない。4は「あまをとめらが」が一般的な訓だが、この歌は原則的に付属語を表記しているので「が」を補読せず「あまをとめども」と訓む可能性もある。5は普通「をみのこら」と五音で訓んでいるが、「をみのこども」と六音で訓むこともできる。この三例は考慮に入れなくても大勢に影響しないので、ひとまず措くことにし、これ以外の一三四例を考察の対象とする。なお、ラを補読した例は除く。

## 一　ラの表す複数

草野〔一九〇二〕は、ラが「複数」と「含蓄」の二つを表すと指摘する(吉岡〔一九一二〕・松下〔一九三〇〕にも同様の指摘がある)。

> 複数ヲ示スト含蓄ヲ示ストハ全ク別ナリ。複数トハ同種ノ物ノ二個上アルニイヒ。含蓄トハ異種ノ物(ソノ幾種ナルカハ判然タラズ)ノ二個以上アルニイフ。〈六四頁〉

そして、「複数」の例に「若者ら」などを、「含蓄」の例に「貫之ら此世に同じく生まれて云々」などを挙げる。この指摘は、ラの表すいわゆる複数が一通りでないことを示唆し、参考になる。これを念頭に置いて上代のラを見ていく。

最も普通の意味での複数は、同種類の事物がまとまって集合をなす場合である。これを「同類的複数」と呼ぶことにしよう。しばしば言われる通り、同類的複数には二種類がある。[1] 一つは、集合内の個々に注視せず総体的に捉える場合、もう一つは、個々に注視する配分的な場合である。総体的な場合の例を挙げる。

> 6しなざかる　越の君ら〔良〕と　かくしこそ　柳かづらき　楽しく遊ばめ　〈18・四〇七一〉
>
> 7もののふの　八十娘子(をとめ)らが〔八十嬬嬬等之〕汲みまがふ　寺井の上の　堅香子の花　〈19・四一四三〉
>
> 8松浦なる　玉島川に　鮎釣ると　立たせる子ら〔良〕が　家道知らずも　〈5・八五六／八五五題詞「蓬客等更贈歌三首」、八五八題詞「娘等更報歌三首」〉

例えば、6は左注によると「郡司已下子弟已上諸人多集二此会一」時の大伴家持の歌である。「越の君ら」は「越中の諸君」の意で、複数の「越の君」の集合を表している。

配分的な場合の用例は、総体的な場合に比べて少ないが、次のようなものが挙げられる。

> 9大海の　奥かも知らず　行く我(われ)を　いつ来まさむと　問ひし児ら〔良〕はも　〈17・三八九七〉
>
> 10あぢの住む　渚沙の入江の　荒礒松　我を待つ児ら〔我乎

待児等波〕　ただ一人のみ　〈11・二七五一〉

9は、大伴旅人が帰京する時「慊従等別取二海路一入レ京。於レ是悲二傷羈旅一各陳二所心一作歌十首」の一首で、「問ひし児ら」は、慊従等一人一人にとってのそれぞれの「問ひし児」の集合だと考えられる。10は「ただ一人のみ」とあるので「児ら」は単数と見なされているが、9を参考にすれば、我々を待つ「児ら」は我々一人一人にそれぞれ「一人のみ」と解釈しうるかと思う。(2) このように解釈してよいなら、配分的な例となる。

次に、草野〔一九〇二〕が「含蓄」と呼んだものは、複数という観点からは、中心的な事物が他の事物を伴い、異種類の事物が全体として集合をなすと規定することができる。これを「随伴的複数」と呼ぶことにする。随伴的複数の例は、平安時代中期より前にはなかったとする見方もあるが、(3) 次例はどうだろうか。

11悪しく逆しまに在る奴久奈多夫礼、麻度比、奈良麻呂、古麻呂等い逆しまにある党をいざなひ率ゐて、……。久奈多夫礼ら〔良〕に詿誤(あざむか)えたる百姓は、　〈続日本紀宣命・一九〉

これは、奈良麻呂の変の後に詔された宣命で、天平宝字元(七五七)年のものである。はじめに「久奈多夫礼、麻度比、奈良麻呂、古麻呂」と挙げ、次に「久奈多夫礼ら」とあるので、このラは久奈多夫礼に麻度比・奈良麻呂・古麻呂が随伴することを表すと見てよいだろう。時代は九〇〇年代まで下るが、古今和歌集の仮名序にも次のような例が見える。

12延喜五年四月十八日に、大内記紀友則、御書所預紀貫之、前甲斐少目官凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑らに仰せられて、……。貫之らが、この世に同じく生まれて、この事の時に会へるをなむ喜びぬる。　〈古今和歌集・仮名序〉

これは、真名序の次の部分と対応する。

爰詔二大内記紀友則、御書所預紀貫之一、前甲斐少目官凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑等一。……。臣等、……、適遇二和歌之中興一、以楽二吾道之再昌一。　〈古今和歌集・真名序〉

この「臣等」や真名序末の「于レ時延喜五年歳次二乙丑一四月十八日貫之等謹序」に照らして、仮名序の「貫之ら」も随伴的複数を表すと見なされる。したがって、随伴的複数の例は平安時代中期より前、すでに上代からあったと推測できる。

ところで、11・12は「久奈多夫礼ら」「貫之ら」のように、単一の固有名詞にラが付いている。これに着目すると、単一の固有名詞にラが付いた他の例も、随伴的複数と解釈できるのではないかという気がしてくる。

13大君の　遣はさなくに　さかしらに　行きし荒雄ら〔良〕　沖に袖振る　〈16・三八六〇／類例三八六一～五〉

14憶良らは〔憶良等者〕今は罷らむ　子哭くらむ　其れその母も　吾を待つらむぞ　〈3・三三七〉

これらは普通、単数の例とされ、13のラは親愛を、14のラは謙遜を表すと解されている。しかし、固有名詞にラが付いて親愛・謙遜を表すとされる例は「荒雄ら」「憶良ら」以外にない。また、複数と見なせないラを単数とし、ではそのラは何を表すかと言えば文脈から親愛・謙遜だろう、というのが親愛・謙遜を認める考え方のようだが、はたして本当に複数と見られないのかという検討が十分でないように思う。右の例は、まず複数の解釈を試みるべきであり、随伴的複数と見れば矛盾はない。ラに重点を置いて解釈した渡瀬〔二〇〇三〕は、13について、

船出して帰還しないのが荒雄一人でないことは、人々にはよくわかっていたのであり、船頭荒雄に随伴して乗り組んでいた白水郎たちの存在をも暗示するのが「荒雄ら」の一語ではなかったか。　〈三九五頁／傍点引用者。以下同〉

と述べ、14について、

宴の客人の代表的な一人であった憶良が、自分に随伴して宴を退出する（主人旅人のもとを辞する）人々をも含めて「憶良ら」と称したものであろう。　〈三四〇頁〉

と述べている。従うべき解釈であろう。次に挙げるのは中古の例だが、同様に解されるものである。

15この三条が言ふやう「……。あが姫君、大弐の北の方ならずは、当国の受領の北の方になし奉らむ。三条らも随分に栄えて、かへり申しは仕うまつらむ」と、〈源氏物語・玉鬘〉

さらに、固有名詞でなくても、上接名詞が唯一特定の事物を指す場合には、随伴的複数と解釈することができる。

16天の川　水さへに照る　舟泊てぬ　舟なる人に　妹ら見えきや〔妹等所見寸哉〕　〈10・一九九六〉

17楫取らの「北風悪し」と言へば、船出ださず。　〈土左日記・一月廿五日〉

16は人麻呂歌集七夕歌群の一首で、「妹」は織女を指し、渡瀬〔二〇〇二〕の指摘する通り「織女が侍女らを伴って天漢の対岸に立つ姿を想像したものと見るべきであろう」〈一七六頁〉。17の「楫取ら」も「船子、楫取は舟唄歌ひて」〈一月九日〉とある船子を伴うと見られる。ちなみに、次例は個体同士でなく種類同士（「酒」と他の飲食物）の随伴的複数と解される。

18花山にて、道俗、酒らたうべける時に　〈後撰和歌集2・五〇詞書〉

なお、次の例も固有名詞にラが付いているが、普通、このラは単数の例で軽蔑を表すと言われている。

19うまし物　いづく飽かじを　坂門らが〔坂門等之〕　角のふくれに　しぐひあひにけむ　〈16・三八二一〉

しかし、固有名詞にラが付いて軽蔑を表すとされる例もこの一例しかなく、やはり認めがたい。この例は左注に、坂門（尺度）氏の娘子が高姓美人の求婚を受け入れず、下姓媿士の求婚に応じた愚を嗤った歌とある。「坂門ら」は、そのような結婚をした坂門娘子一人ではなく、それを認めた坂門氏の人々をも含む「坂門の連中」と解せないだろうか。もしそうであるなら、

20国栖らが〔国栖等之〕　春菜摘むらむ　司馬の野の　しばし　ば君を　思ふこのころ　〈10・一九一九〉

の「国栖ら」に類似し、先述の同類的複数の例となる（ただし、20はすぐ次に述べる全称的複数とも解しうる）。

さて、同類的複数・随伴的複数の他に、あと二種類の複数が見出せる。一つは、同種類の事物の集合だが、特定の時空に存在する個体を指示せず、その種類の事物一般を表す場合である。

21娘子らが〔嬬嬬等之〕　頭挿のために　風流士の　鬘のため　と　敷きませる　国のはたてに　咲きにける　桜の花の　にほひはもあなに　〈8・一四二九〉

22打麻やし　麻続の子等　あり衣の　財の子らが〔宝之子等蚊〕　打つ栲は　綜て織る布　〈16・三七九一〉

例えば、21の「娘子ら」は「風流士」と対になっており、いつかどこかにいる特定の娘子達でなく、「娘子」と言われる者一般を表すと考えられる（「風流士」も同様）。これを複数の観点から見て「全称的複数」と呼ぶことにする。

もう一つは、異種類の事物が対等に扱われ、それがまとまって集合をなす場合である。「並列的複数」と呼ぼう。

23出でて行きし　日を数へつつ　今日今日と　我を待たすらむ　父母ら〔良〕はも　〈5・八九〇／敬下和為二熊凝一述二其志一歌上〉

24十市、宇知ら〔良〕は櫟に酔ひて皆伏してありなり。　〈正倉院仮名文書・甲〉

25見送りに来る人あまたがなかに、藤原のときざね、橘のすゑひら、長谷部のゆきまさらなむ、御館より出で給びし日より、ここかしこに追ひ来る。　〈土左日記・一月九日〉

23の「父母ら」は、何組もの父母がいるのでも、父母以外に誰かがいるのでもない。父と母で全部である。24・25は実際のところは不明だが、「十市、宇知」「藤原のときざね、橘のすゑひら、長谷部のゆきまさ」が集合に属する総てであるなら、並列的複数の例に数えられる。この並列的複数は、異種類の集合という点では随伴的複数と共通するが、集合に属する事物が「父母」のよう

に総て明示されている点では、同類的複数に近い。

このようにラは様々な複数を表すのだが、その一方で周知の通り、単数としか考えられない例もある。

26なでしこが　花見るごとに　娘子ら〔良〕が　笑まひのにほひ　思ほゆるかも　〈18・四一一四／庭中花作歌〉

27春の葉の　茂きが如く　思へりし　妹にはあれど　頼めりし　児ら〔児等尓者雖有〕にはあれど　〈2・二一〇／柿本朝臣人麻呂妻死之後泣血哀慟作歌〉

26の「娘子ら」は家持の妻一人を指し、27の「子ら」は人麻呂の亡妻一人を指すと考えられる。ここで注意を要するのは、単数を表す確例はラの上接名詞が「娘子・子」に限られることである。[4] ラは無制限に単数を表すわけではないのである。

ラの用例の多くは、複数であれ単数であれ、またどちらとも決めがたい場合であれ、ともかく数に関わる。ところが、数に関わらない――正確に言えば、単数・複数といった数の単複で捉えるのが適当でない――いわば「非数」の例が少数ある。例えば、

28吾が爪は　御弓の弓弭　吾が毛ら〔吾毛等者〕は　御筆はやし　〈16・三八八五〉

この「毛ら」は鹿の毛のことだが、「御筆はやし」とあるので一本のはずがなく、しかしだからと言って、複数本の毛を表すと見ると、不自然な感じがする〈詳しくは第二節〉。この非数を含め、右に見てきたラの用法を整理すると、次のようになる。

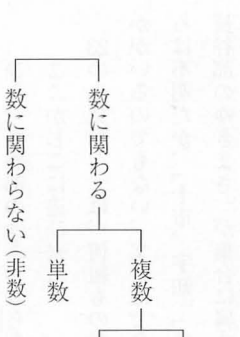


## 二　ラの意味

右述の多岐にわたるラの用法を統一的に理解しようと思う。ラの意味をもし単純に複数を表すと見ると、非数の場合の説明に窮するので、この方向で考えることはできない。その点で、数とは異なる観点からラを意味規定した阪倉〔一九六六〕は注目される。

一つのものを代表的に呈示しながら、その背後や周辺に、これにまつはつて存在し、これによつて代表されるやうな事態を暗示的に表現しようとする、一種の朧化法的表現である　〈三一五頁〉

しかし、この規定は随伴的複数には有効だが、同類的複数や並列的複数などをどのように説明するのか曖昧である。また、「朧

化法的表現」というのは修辞法的な理解で、そのような修辞法を成り立たせる文法的・語彙的な意味を求めたいところである。それを考えるために、まず、複数の場合と非数の場合とのラの上接名詞を比べてみよう。

複数…娘子　子(児)　妹　妻　夫　父母　刀祢　よち子　人　越の君　汝　国栖　坂門　祝部　奴(5)　法師　猟夫　十市・宇知　諸弟　荒雄　憶良　久奈多夫礼　此(6)／目

非数…毛　麻苧　絹綿　米　野嶺　夜　下枝　我家　今日

複数の場合は「目」を除くと(「目」については後述)、総て〈人〉で、〈人〉は数えることができる。他方、非数の場合は〈人〉がなく、数えられない(あるいは普通は数えない)事物が目に付く。つまり、複数の場合の上接名詞は可算的な事物を表し、非数の場合は不可算的な事物を表すことが多いと言える。ラはこのように不可算的な事物にも関係するので、端的に数を表すと見ることはできない。そこで量を表すと考えてみる。

一般に、事物の数的把握(いくつあるかという把握)は、事物の量的把握(どれくらいあるかという把握)を基盤とすると考えられる。数(自然数)には、一、二、三……と順番に数えられる序数性と、数えられたものが累計される基数性という二つの重要な性質があるが、事物の数的把握に関わるのは後者である。例えば、犬を一匹、二匹、三匹と数えてもそのままでは複数にならず、全部で三匹と累計してこそ複数になる——一匹目の犬と三匹目の犬で数の多寡を問うのは無意味だが、全部で一匹の犬と全部で三匹の犬で数の多寡を問うのは意味がある——。累計とは、いくつもの対象を一つの全体として同時に捉えることだから、事物の数的把握は、数えられる事物を一まとまりとして捉えることを前提とする。これは量的把握に他ならない。

そして、その一まとまりの量を単位「一」によって分割すると、数が生じる。数はいわば量に与えられた形式である。この時、一まとまりをなすのが、互いに区別のつきやすい事物であれば、その一つ一つが単位「一」に相当し、数えられることになる。これが可算的な事物である。これに対して、個体性を備えていなかったり互いの区別がつきにくかったりする事物の場合は、自然には単位「一」が得られず、そのまま量的把握にとどまる。これが不可算的な事物である(7)。このように、数的把握は量的把握を基盤とし、量の単位的分割によって成り立つと考えられる(8)。

以下では、ラが上接名詞の表す事物の量的な拡がりを表すという見方(9)に立って、可算的な事物の複数を表す場合と、不可算的な事物の非数を表す場合とを説明する。

不可算的な事物の場合から述べると、不可算的な事物の量的な

拡がりは多量を意味する。例えば「廊下の向こうまで水が溢れている(水がたくさんある)」は、いくつもの水の塊があるのではなく、多量の水があると解されるが、これは水が不可算的な事物だからである。したがって、「非数」と呼んだものは「多量」と言い改められる。多量を表すラの上接名詞は、表す事物の性質によって五種類に分かれ、それに応じて量の種類も変わる。

まず、「毛・麻苧・絹綿・米」のように、ある程度の量がまとまって存在するのが通常である微小な事物の場合は、単純にその「分量」が多いことを表す。先掲28の「吾が毛ら」は鹿の毛が複数本あると見ると不自然だったが、たくさんの量の鹿の毛があると見れば自然だろう。次に挙げる例も同様である。

29麻苧ら〔良〕を　麻笥にふすさに　績まずとも　明日着せさめや　いざせ小床に　〈14・三四八四〉

30富人の　家の子どもの　着る身無み　腐し捨つらむ　絹綿ら〔良〕はも　〈5・九〇〇〉

31米ら〔良〕も出さむ。　〈正倉院仮名文書・乙〉

次に、「野・嶺」のように空間的な拡がりが卓越する事物、つまり場所の場合は、その事物の有する「空間量」が大きいこと(広さ・高さ)を表すと考えられる。32・33の「浅葉の野ら」「荒野ら」は野の広いことを、34の「駿河の嶺ら」は嶺の高いことを表すと解することができる。

32紅の　浅葉の野ら〔良〕に　刈る草の　束の間も　吾を忘らすな　〈11・二七六三〉

33荒野ら〔荒野等丹〕　里はあれども　大君の　敷きます時は　京師となりぬ　〈6・九二九〉

34我妹子と　二人我が見し　うち寄する　駿河の嶺ら〔良〕は　恋しくめあるか　〈20・四三四五〉

これと平行的に、時間的な拡がりを持つ「夜」[10]は「時間量」が大きいこと(長さ)を表すだろう。次例の「君待つ夜」は七夕の夜で、ラはその一夜の長いことを表すと解せる。

35久方の　天の河津に　舟浮けて　君待つ夜ら〔君待夜等者〕は　明けずもあらぬか　〈10・二〇七〇〉

さらに、空間上の特定の地点、特にその位置が重要な場合がある。この場合、ラはその地点の周辺を含めた概ねの地点を表すと考えられる。これは「概地点」であるが、その地点の周辺の空間量を含むので「概空間量」とも言える。

36花橘　下枝ら〔羅〕は　人皆取り　上枝は　鳥居枯らし　三栗の　中つ枝の　ふほごもり　〈日本書紀歌謡・三五〉

37葛城の　寺の前なるや　豊浦の寺の　西なるや　榎の葉井に　白壁沈くや　真白壁沈くや　おおしとど　おしとど　しかし

てば　国ぞ栄えむや　我家ら〔良〕ぞ　富せむや

〈催馬楽・三四／類歌に続日本紀歌謡・八〉

この二例は同類的複数・随伴的複数と解することもできるが、別解もありうる。36は「下枝」と「上枝・中つ枝」の位置の違いが対照されており、「下枝ら」は「下枝のあたり」とも解せる。37の「我家ら」は、実際の空間上の地点か社会的な地位か明らかでないが、「我家のあたり」と解せそうに思う。

同様のことは時点の場合にも見られ、この場合のラは、特定の時点の前後を含む、幅のある「概時点（概時間量）」を表す。次例は諸注釈書が「今日あたり」と解している例である。

38弥彦　神の麓に　今日ら〔良〕もか　鹿の伏すらむ　皮衣着て　角つきながら

〈16・三八八四〉

ここに挙げたラは、音調を整えるためのものと説明されることがあるが（新編日本古典文学全集・二〇七〇頭注など）、音調を整える必要のなさそうな散文にも用例があり（31）、また、音調を整えるためのラと、複数を表すラがどのような関係にあるのかも明言されていないので、直ちには受け入れがたい。

それでは、可算的な事物の場合はどうだろうか。可算的な事物の量的拡大は、ある個体が延長・膨張するのではなく、拡大された量的範囲を複数の個体が充溢することを意味するだろう。現代語で「向こうの道路まで車が続く（車がたくさんある）」と言えば、非常に長い一台の車があるとは考えず、向こうの道路に至る範囲を充めて何台もの車があると考えるのが普通である。これは車が可算的な事物だからである。そして、複数を表すラも多量を表すラと同様に、上接名詞がどのような事物を表すかによって、前節で見たどの種類の複数を表すかが決まる。

まず、ラの上接名詞が「子」などの普通名詞の場合、普通名詞はある様態を有する事物を任意に表すので（小柳〔二〇〇三〕）——「子」という名詞は誰か特定の子を表すのではなく、子である者なら誰でも表す——、そのため、ラの表す量的な拡がりは、いくつもの同種類の事物に充められていると解釈され、同類的複数を表す。さらに、そこに含まれる個々が均一化され抽象化されると、その種類の事物一般を表し、全称的複数になる。

次に、「荒雄」などの固有名詞は特定の個体を表すので、その個体がいくつもあるとは解釈できない。そこで、その個体の周囲の事物が取り込まれ、全体が複数となって随伴的複数を表すことになる。なお、普通名詞でも特定の個体・種類を指示すれば、ラが随伴的複数を表すことは、前節で見た通りである。

最後に、異種類の事物が対等の関係で一まとまりになる場合、それ自体すでに多数であり、量的な拡がりを持つと言える。先掲

23で言えば「父母」は父だけでも母だけでもなく、〈父と母〉という多数性・多量性を有している。これと、ラの表す量的な拡がりが合致したのが並列的複数だと考えられる。

このように、ラの表す様々な複数・多量は、上接名詞の表す事物の性質によって決まる。中でも可算的か不可算的かは重要な性質だが、この二つは截然と分かれるものではない[11]。例えば、

39吾が耳は　御墨の坩　吾が目ら｜〔良〕は　ますみの鏡　吾が爪は　御弓の弓弭　吾が毛らは　御筆はやし　吾が皮は　御箱の皮に　〈16・三八五／28と同歌〉

この例の「目ら」について、目は一つ二つと数えられるので、複数(同類的)と見て一往問題はない。しかし、目は二つで一対をなすから(泉井〔一九七八〕)、量的にまとまって存在する事物とも見られる。そうすると、「目ら」は「毛ら」などに近接して分量的に把握され、複数と多量を繋ぐ例となる。先述したように、数的把握は量的把握を基盤とするので、ラが複数と多量を表し、かつこの二つが連続するのは自然なことである。

さて最後に、ラが単数を表す場合を考えよう。第一節で注意したように、単数を表すのは「娘子ら・子ら」に限られるが、この二つには複数を表す用例もあるので(7・21、8・22)、単数から複数が派生した可能性と、逆に複数から単数が派生した可能性の両方が考えられる。しかし、単数が本来だとすると、ラの元々の意味は何か、仮に親愛・謙遜などだとして、複数が派生した時にその意味は切り捨てられたことになるがそれでよいか、単数を表す語形が複数を表すようになった類例があるか、など解決できそうにない疑問がいくつも思い浮かぶ。一方、複数を本来とすれば、集合を表す名詞が転じてその集合に属する個体も表すようになったという提喩(シネクドキ)的な意味拡張・変化と見られ[12]、類例には後世の「子ども」「友だち・君だち」などが挙げられる。また、前節でラの接尾形が全称的複数を表すことを見た。全称的複数とは、ある種類の(ある様態を有する)事物一般を表すものだったが、これは実は無標形の名詞が表す意味でもあり(小柳〔二〇〇三〕)、ここを接点としてラの接尾形は無標形に通じ、無標形と同じく単数を表す(第三節)ようになったとも考えられる[13]。

ただし、ラの接尾形の総てが単数を表すわけではない。一般化されやすい(そうでなければ全称的複数にならない)一方で、その中の特定の個体に強く関心が持たれる(そうでなければ単数にならない)ような事物に限られるはずである。それは日常生活で遭遇する頻度が高く、かつ親近性の強い対象であろう。もとより単複の区別は〈人〉を表す名詞で発達しており(仁田〔一九九七〕)、実際に、複数を表すラの上接名詞は〈人〉を表すものにほぼ限定され

ていたが、〈人〉の中でも特に〈娘子・子〉はそうした対象である。「娘子ら・子ら」のラ自体に親愛の意があるのではなく、逆に、単数に派生したのが親愛の対象となる身近な事物だったのだと思う。こうした過程を経ているとすれば、単数を表す「娘子ら・子ら」は対象に対する関心の強さを含むので、無標形の「娘子・子」よりも親愛の情が感じられることになる。

以上述べてきたことから、ラの意味は、上接名詞の表す事物の量的な拡がりを表すと考えてよいと思われる。

## 三　その他の形式の表す複数

その他の形式を見よう。まず、ドモ・タチの接尾形は用例数が少なく、採集したのはドモ三七例（万葉集二九例、古事記歌謡三例、琴歌譜一例、続日本紀宣命四例）、タチ三二例（万葉集七例、神楽歌三例、続日本紀宣命二二例）である。数例挙げる。

40瓜食めば　子ども〔藤母〕思ほゆ　栗食めば　まして偲はゆ
〈5・八〇二〉

41厨の真人、厨の女が許に竊かに往き乍きたなく悪しき奴ども〔止母〕と相結びて謀りけらく、　〈続日本紀宣命・四三〉

42大船に　真楫しじ貫き　この吾子を　唐国へ遣る　斎へ神たち〔多智〕
〈19・四二四〇〉

43汝たち〔多知〕を恵び賜ひ治め賜はくと宣ふ大命を衆聞き食へと宣ふ。　〈続日本紀宣命・一三〉

用例数は少ないが、上接名詞の違いは次のように明瞭で、

ドモ…子　娘子　童　祖　礼無く逆しまに在る人　悪しき奴
タチ…神　賢き人　卿大夫　御子（親王）汝　天皇が御霊
王臣

ラの上接名詞と合わせて整理すると、左の表のようになる。

| | ラ | ドモ | タチ |
|---|---|---|---|
| 非尊者を表す普通名詞 | ○ | ○ | |
| 人 尊者を表す普通名詞 | △1 | | ○ |
| 人 人称代名詞 | △2 | | ○ |
| 人 固有名詞 | ○ | | |
| 指示代名詞 | △3 | | |
| 無生物を表す普通名詞 | ○ | | |

注　△1は6「越の君ら」の一例。△2は3「汝等（なら）」を「汝ら」と訓めば一例、△3は「此ら」（注（6））の一例。ちなみに、中古には「我ら（われ）」「汝ら（なら）」「これら」など人称代名詞・指示代名詞に下接した例がある（小松〔一九六二〕・森〔一九九二〕）。

上代のドモ・タチは〈人〉を表す名詞にしか付かない。そして、よく知られているように、ドモは非尊者（「卑者」ではなく「尊者でない者」の意）、タチは尊者という待遇上の差が認められる。これ

に対して、ラは〈人〉を表す名詞以外にも付き、上接名詞の制限がない。待遇的にはドモに近いようにも見えるが、上接名詞の表すものが無生物から尊者（ただしタチとは格差がある）まで幅広いので、ラは待遇性を持たないと見るべきだろう。確かに、高待遇を表すタチとの対比で、複数を表すラが非高待遇的になることはありうるし、そもそも、いくつもを一つの集合にまとめることは一つ一つの個性を軽視することにつながるから、非高待遇的な扱いになりやすい。その可能性は十分認めるが、しかし、それはラの意味にとって結果的なことなので、タチ・ドモが直接的に待遇性を表すのとは、別に扱った方がよいと思われる。

ドモ・タチは〈人〉を表す名詞にしか付かないので、多量を表す用法はなく、また、単数と見なければならない例もない。さらに、固有名詞に付かないことから予測できるように、随伴的複数も表さず、専ら同類的複数を表す。よって、ドモ・タチはラと違い、明らかに複数、それも〈人〉の同類的複数を表す形式だと言える。なお、総体的な例ばかりで、配分的な例がないが、これは全体の用例数が少ないせいであろう(14)。

次に、重複形については、蜂矢［一九九八］の大規模かつ精密な研究があるので、それに基づき語例を分類して掲げる(15)。

〈人〉人々／氏々　家々　門々　処々　官々
〈人以外の事物〉幸々　枝々　事々
〈場所〉崎々　国々　瀬々　間々　島々　隈々　寺々　社々
〈時〉時々　夕々　御代々々　比々
〈種類〉種々　品々　状々　色々

くり返される名詞は可算的な事物（広義）を表し、総て同類的複数である。蜂矢［一九九八］は44・45を例に、数える過程の「枚挙」と数えた結果の「総数」という区別を指摘した。

44夕々に　吾が立ち待つに　けだしくも　君来まさずは　苦しかるべし　〈12・二九二九〉

45国々〔久尓具尓〕の　防人集ひ　船乗りて　別るを見れば　いともすべなし　〈20・四三八一〉

これは本稿の配分的と総体的の区別に対応する。重複形は、一つ一つが空間的に離れた「崎々・隈々」や、間に朝昼が介在する「夕々」、相互の異なりを意味する「種々・色々」など、個々が離散的・独立的に存在するものが目立ち、全体としては配分的（枚挙）な意味に傾くと思われる(16)――もちろん総体的（総数）な意味がないと言うのではない。蜂矢［一九九八］の説く通り、二つは截然と分かれるものではないから――。これは、接尾形に総体的（総数）な例が多いのと対蹠的である。

また、複数を表す接尾形が〈人〉に制限されていたのに対し、

重複形は〈人〉でないものが多い。〈人〉の場合も「氏々」以下は個人の属する集団であり、〈人〉そのものを表す唯一の「人々」は、〈人〉を表す名詞の中で最も一般性の高い「人」の重複である。こうしたことから、重複形の表す〈人〉は、接尾形と違って特別な対象ではなく、他の事物と並ぶ、一事物としての〈人〉だと考えられる。先述のように、単複の区別は〈人〉を表す名詞で発達しているので、これは重複形の大きな特徴である。

なお、重複形の表す数には興味深い点がある。現代語の重複形は、二人の人を「人々」と言わないように、普通は二数を表さないが、古代語では二数も表せたらしい。中古の例だが、次例では父八宮が大君と中君の二人を指して「人々」と言っている。

46いとかく幼き人々を見捨てむ後ろめたさばかりになむ、えひたみちに形をもかへぬ。　〈源氏物語・橋姫〉

一方、接尾形は、現代語で二人を「(この)人たち」と言え、上代に、牽牛と織女を指す「児ら」〈18・四一二五〉や、二人の我が子を表す「若き子ども」〈17・三九六二〉があるので、一貫して二数を表すことができる。つまり、重複形と接尾形の表せる数は、古代語では同じだが、現代語では違うようである。

最後に、無標形は殊更言うまでもなく、それ自体は数量に関与せず、文脈や状況から数量的意味が分析されるにすぎない。ただし、随伴的複数・概時空間量が分析されることはない。

47ももしきの　大宮人は　多かれど　心に乗りて　念ほゆる妹　〈4・六九一／同類的複数・総体的〉

48天の川　瀬ごとに幣を　奉る　心は君を　幸く来ませと　〈10・二〇六九／同類的複数・配分的〉

49咲く花は　移ろふ時あり　あしひきの　山菅の根し　長くはありけり　〈20・四四八四／全称的複数〉

50山川を　中に隔りて　遠くとも　心を近く　思ほせ我妹　〈15・三七六四／並列的複数〉

51打つ田には　稗はしあまた　ありといへど　撰えし我ぞ　夜を一人寝る　〈11・二四七六／分量〉

52天離る　鄙にしあれば　山高み　河とほしろし　野を広み草こそ茂き　〈17・四〇一一／空間量〉

53秋の夜を　長しと言へど　積もりにし　恋を尽せば　短くありけり　〈10・二二三〇三／時間量〉

54紫の　にほへる妹を　憎くあらば　人妻故に　吾恋ひめやも　〈1・二一／単数〉

47の「大宮人」は「多かれ」とあるので同類的複数の総体的な場合、48の「幣」は「瀬ごとに」とあるので同類的複数の配分的な場合と見なせる。49の「咲く花」は花一般のことだが、数の観

点から分析すれば、全称的複数である。同様にして50の「山川」は並列的複数と言える。51の「稗」は分量が多く、52の「山・野」は空間量が大きく、53の「秋の夜」は時間量が大きいと分析できる。54の「紫のにほへる妹」が単数であることは言うまでもない。

ここで、無標形とラの接尾形とが表す複数・多量を比較してみたい。αは両形ともに表すことができるもので、βはラの接尾形しか表すことのできないものである。

α複数…同類的・全称的・並列的　多量…分量・時空間量
β複数…随伴的　多量…概時空間量

無標形とラの接尾形の、α・βにおける外延を比べてみよう。αを同類的複数の「娘子」と「娘子ら」を例にして考えると、二つの外延は同じある。集合に含まれるのは幾人もの娘子で、それは上接名詞「娘子」が明示し、それ以外は集合に含まれない。一方、βを「憶良」と「憶良ら」を例にして考えると、二つの外延は異なる。「憶良」は飽くまでも憶良一人だが、「憶良ら」の表す集合には、憶良以外も含まれる。しかし、上接名詞が明示するのは憶良だけで、それ以外はラが暗示するにとどまる。

この比較から、ラの表す量的な拡がりは、上接名詞の表す外延の内へ向かう「内的拡大」（「娘子」に対する「娘子ら」）と、外へ向かう「外的拡大」（「憶良」に対する「憶良ら」）という二つのあることがわかる。

## おわりに

本稿で指摘した複数・多量の種類は、次表のように整理できる。そして、ラの接尾形はⅠ～Ⅳの総てを表すことができるが、ドモ・タチの接尾形と重複形はⅠ（同類的複数）だけしか表さず、無標形はⅠ・Ⅱだけを分析させる。

| | 複数 | | 多量 |
|---|---|---|---|
| 内的拡大 | Ⅰ同類的 | 全称的 並列的 | Ⅱ分量 時空間量 |
| 外的拡大 | Ⅲ随伴的 | | Ⅳ概時空間量 |

また、数を積極的に表さない無標形から、接尾や重複によって、複数を表す有標形が形成される時、二つの特徴が見られる。一つは当然のことだが数的把握の明確化、つまり複数性の顕在で、もう一つは対象についての関心、具体的には〈人〉の特化である。重複形は複数を明確に表すが〈人〉を特化しない。ラの接尾形は複数を表す場合に〈人〉の特化が認められるが――ただし、一方で多量の場合の対象が〈人〉以外であることを忘れてはならない――、数的把握は量的把握から二次的に生じるのでそれほど

明確でない。これらに対して、ドモ・タチの接尾形は二つの特徴が十全に現れ、複数を表す形式として最も進んでいる。特に〈人〉を特化することは著しく、ドモ・タチの表す待遇性も、この〈人〉の特化との関連ではじめて生じると考えられる。

ところで、阪倉［一九六六］は、ラが副助詞ナドに似通うことを指摘した。しかし、ラの総てがナドと類似するわけではない。特に重要な類似点は、数量的意味を表すことと、外的拡大を表せることだと考えられるが、これはナドに限ったことではなく、副助詞全般に共通する特徴である。つまり、ラは、副助詞の意味的な特徴を最も素朴な形で表し、副助詞の原型として捉え直すことができる。本稿で行った考察を、今後、高度に発達した中古の副助詞の体系を追究する際の足掛かりにしたいと思う。

注

（1）例えば、泉井［一九七八］は「一般の複数」「複個数」と呼び分け、高山［二〇〇五］は「統合性」「個別性」によって区別する。

（2）本稿とは見方が異なるが、松田［一九六八］は「何名かの遊行女婦がゐる、しかし自分を待つてゐるのは、その中のただ一人のみ」（三六五頁）と解釈し、「児ら」を複数と見ている。

（3）毛利［一九七七］を参照。

（4）唯一の例外は「妻知らば　来も問はましを　玉桙の　道だに知らず　おほほしく　待ちか恋ふらむ　愛しき妻ら」は「愛伎妻等者」」（2・二二〇／讃岐狭岑嶋視二石中死人一柿本朝臣人麻呂作歌）である。この「妻ら」は死人の妻一人を指すと見るのが通説だが、鉄野［二〇〇六］は「妻以外の家族をも考えて」いると言う。そのように解釈してよければ、随伴的複数の例になる。

（5）「八多籠」（2・一九三）は「畑子（はたこ）・役民（はたこ）」とする説もあるが、今は「奴（やつこ）」とする説に従う。

（6）この「此」は子（児）を指す「此ら」（良）に障りぬ」（5・八九九／老身重病経レ年辛苦及思二児等一歌七首）という例である。

（7）不可算的な事物でも、人工的に単位（一杯、一袋、一里など）を設ければ、数的把握は行えるが、ラにそのような例（例えば「三杯の濁れる酒ら」のような例）はない。

（8）以上の理解は、川端［一九六七］から示唆を得た。

（9）鉄野［二〇〇六］は「名詞に接するラは、その名詞を、それと同質、あるいはそれによって代表される、類（集合）・領域と化する働きをする」と規定する。本稿の見方に通じるところがあるようにも思われるが、鉄野自身は阪倉［一九六六］の規定（第二節冒頭に引用）を言い換えたものだと述べる。本稿の主眼は量を表すという点にある。

(10)「夜」は可算的な場合もあり、その場合は同類的複数を表す。「吾が寝る夜らを〔吾睡夜等呼〕数みもあへむかも」〈13・三二七四〉

(11) 同じ事物が可算的に捉えられたり不可算的に捉えられたりすることがある。35と注(10)の「夜」など。

(12) 鉄野〔二〇〇六〕も提喩という理解を示す。

(13) 山内〔一九八九〕は「子ども」という語に関して、複数形から汎称形、さらに単数形へという意味変化を考えている。

(14) 中古には見られる。「秋の司召あるべき定めにて、大殿も参り給へば、君たちもいたはり望み給ふ事どもありて、殿の御あたり離れ給はねば、みなひき続き出で給ひぬ」〈源氏物語・葵〉

(15) この「処々」は「預かりて仕へ奉る処々家々の王等卿等をも」〈祝詞・春日祭〉という例である。

(16) 玉村〔一九八六〕は、「人々・山々」が「性質・年齢などのちがうあの人、この人」「高さ・形状のなどを異にするあの山、この山」という「個性・価値ある個を包含した複個数」を表すと述べる。

**参考文献**

泉井久之助〔一九七八〕『印欧語における数の現象』大修館書店
川端善明〔一九六七〕「数・量の副詞―時空副詞との関連―」(『国語国文』36-10)
草野清民〔一九〇一〕『草野氏日本文典』冨山房
小松登美〔一九六二〕「中古仮名文学における複数接尾語について」(『国文目白』1)
小柳智一〔二〇〇三〕「名詞の論―名詞の本質―」(国学院大学『国語研究』67)
阪倉篤義〔一九六六〕『語構成の研究』角川書店
高山善行〔二〇〇五〕「名詞の〈数〉概念をめぐって―古代語の複数性表示―」(福井大学『国語国文学』44)
玉村文郎〔一九八六〕「古代における和語名詞の畳語について」(宮地裕編『論集日本語研究(二)歴史編』明治書院)
鉄野昌弘〔二〇〇六〕「作歌と文字表現―「吾等」をめぐって―」(沖森卓也編『文字と古代日本』5、吉川弘文館)
仁田義雄〔一九九七〕『日本語文法研究序説―日本語の記述文法を目指して―』第6章(くろしお出版)
蜂矢真郷〔一九九八〕『国語重複語の語構成論的研究』塙書房
松下大三郎〔一九三〇〕『改撰標準日本文法』中文館書店(〔一九七四〕勉誠社版による)
松田好夫〔一九六八〕『万葉研究新見と実証』桜楓社
毛利正守〔一九七七〕「「憶良ら」考―上代の接尾語「ら」を通して―」(『万葉集研究』6)

森昇一［一九九二］「接尾語タチ・ドモ・ラ」（『平安時代敬語の研究』桜楓社／初出［一九六三］国学院大学『国語研究』16）
山内洋一郎［一九八九］「「子ども」の語史」（『国語語彙史の研究』10）
吉岡郷甫［一九一二］『文語口語対照語法』光風館書店
渡瀬昌忠［二〇〇二］『渡瀬昌忠著作集第四巻』おうふう
渡瀬昌忠［二〇〇三］『渡瀬昌忠著作集第八巻』おうふう

付記　本稿は第五十八回萬葉学会全国大会（平成十七年十月九日）で口頭発表したものに基づく。編輯委員の方から有益な御指摘を頂いた。記して感謝申し上げる。なお、本研究は平成十七-八年度科学研究費補助金（若手研究B）の成果の一部である。

（こやなぎ　ともかず・福岡教育大学教育学部助教授）

# 木簡にあらわれた已然形単独の条件表現

犬飼隆



『万葉集』等に、用言已然形に接続助詞を伴わず条件の表現をした例が存在する。これについては、つとに佐伯梅友の「秋風も未だ吹かねば」（『國文学誌』第一巻六号、昭和六年一〇月。『萬葉語研究』有朋堂、昭和三八年に所収）によって言い尽くされている。佐伯は「ぬ」の意といはれるねば」の問題として、表題の例等を提示して説き起こし、宮島弘の見出した「大船を荒海に漕ぎ出でや船たけ（八船多気）」の例を加えて考察した上で、次の結論を導いている。「（接続助詞「ば」「ど」「ども」は）元来は無くてもよかったものではあるまいか」「已然形でいひ放しただけで、前後の事情や、その句に含まれる助詞等の関係から、或は順接に或は逆接になり得たものであらう」。語法の研究としてこれに本稿が付け加えるところは小さい。それに該当する用例が出土資料上に出現したことを報告するのが主旨である。

*

平成一七年度の木簡学会研究集会において、奈良県香芝市下田東遺跡出土の木簡が紹介された。山下隆次氏と鶴見泰寿氏が平成一七年一一月七日付け香芝市教育委員会による記者発表資料にもとづいて報告し、全体討論で読解に訂正が施された。また、釈読にあたられた和田萃氏から、口頭で教示を得るところがあった。まず、その情報内容を述べる。

当該の遺跡は古代の官衙的な性格であり、木簡は井戸の埋土の中層から出土した。ともに出土した土器の時期からみて平安時代初頭（九世紀初頭）のものと推測される由である。木簡は、一方の隅が丸く削られており、三ヶ所に計六つの穿孔がある。元来、長楕円形の曲げ物のような製品の底板であったものが転用されて文

字が書かれたと考えられる由である。板の両面に複数の墨書があるが、材を横にして書く面を表、材を縦にして書く面を裏として釈文が示された。本稿で取り扱う問題は裏面に主としてかかわるので、以下、表面に関してはふれない。表面の内容は農作業の記録と何らかの売買(交換)に関する記録らしきものである。

示された裏面の釈文は稿末にかかげたとおりである。最上部の「種蒔日」と右上の二行は稲の種を蒔く農作業の記録と見られる。一行目は「わせ」の種を三月六日に蒔いたということである。二行目三字目の「弥」は、研究集会の討論で平川南氏が左に見せ消ちがあり右に「流」と傍書があると指摘したのに従えば、「こするめ」という稲の品種を十一日に蒔いたことになる。その下の「臨」以下の数個の字は意味不明。他の文字との関係もわからない。字の釈読にも疑問があるが後考を待つほかない。残りの「伊福部連豊足解」以下が本稿の対象である。写真にみるとおり、三行に書いた下書きの二行目に推敲を書き加えたものらしい。三行目の後半だけが宣命書きの小字体になっている(周知のとおり、平成九年に出土した飛鳥池木簡にも大字体と小字体の混在がみられる)。

*

以下、解の内容を読解する。「申進上御馬事」とは、献上する予定になっている馬のことであろう。「申」は、「伊福部連豊足解して申す」と続くのかもしれないし、木簡の左側が削られているので失われた文章末の「申」と呼応する可能性もある。しかし、「解」と「申」の間が一字分あいており、「事」の下の四〜五字分をあけて改行しているから、解の題目として「進上(たてまつりあぐ)る御馬(みうま)の事申す」と書いたと見るのがすなおであろう。

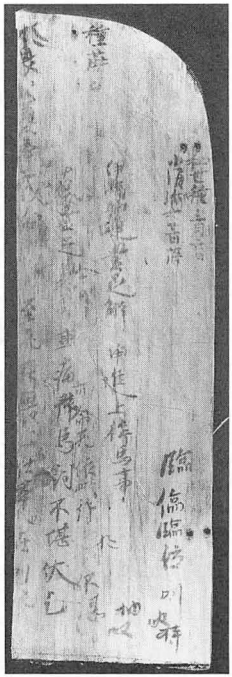

「右仍」からはじまる二行目、三行目が解の本文で、その趣旨は、「畏(かしこ)き公(きみ)」から馬をお預かりして世話をしているが、死ぬほどの病のために役目をはたすことができないという、詫びもしくは言い訳である。『類聚三代格』に「八國飼并牧馬牛事」の項がある。その延暦十五年十月廿二日の太政官符は、諸国が貢上する馬牛の質が劣ることに加えて「貢上違期」であると国司らを叱責した記事である。また承和十三年三月廿一日の太政官符は「應復舊進上國飼御馬事」と題して「羸痩御馬未飽生草、雖勤務勞飼、

忽難肥息」という事情を理由に「入京之期」の日延べを請うた記事である。この木簡も似た事情にかかわると考えることができる。なお、研究集会の席上、右の『類聚三代格』の記事を引いて納期が遅れる口実は馬の側の事情によるのが通例かとの指摘があったが、解釈を変える必要はないであろう。史書の記事と木簡上の下書きとはおのづと性格が異なるし、今日我々が目にするものが当時作成されて廃棄されたうちのいずれであるか保証の限りでない。

二行目とその右側の「以」等の推敲をあわせて訓読を試みる。本文の「豊足」の下の字は釈読が不明であるが、推敲に「今日□」とあるので日にちに関することが書かれていたと推測される。その下は「重き病に御馬飼ふに堪へず」に対して「命死ぬべきに依りて此の御馬飼ふに堪へず」と推敲し、さらにその右に「於」を加えて「飼ふに」の「に」を明示したものか。「伏して乞ふ」で改行される。

三行目の冒頭六字は「畏き公に〔於〕仕へ奉らず」であろう。その下の「成命」は、その後の字の釈読が不明なので解釈が定まらない。「命」は生死にかかわる表現の一部かもしれないし「(公の)みこと」かもしれない。そして、「至」から小字右寄せ書きの「也」までは「死に至りて在れ、畏き公に仕へ奉らず」であろう。「不」の小字右寄せ書きは打ち消しの「ず」にあたるとみなされる。「也」は『万葉集』三二二六番歌等の用例に従って不読の文末辞とみる。最近の『古事記』の訓読でも、諸家、不読とするのが一般的である。その下の「在」以下は解釈不能。

*

本稿の眼目はこの「在礼」である。前後の文脈からみて「死にそうなので、尊いお方のお役に立つことができない」の意であって、順接の確定条件にあたることは疑いを入れない。すなわち、「在礼」は「あれ」と訓み「あり」の已然形単独で確定条件を表現した用例である可能性が大きい。この後に接続助詞「ば」を読み添える解釈は採らない。それなら「在者」のように書かれてしかるべきであろう。前後で付属語類の位置がわざわざ小字右寄せ書きされているから、この位置も已然形の活用語尾「礼」を書きあらわして書記上の省略はないと見るのがすなおである。なお、「不」「也」の前後の字間と比較すると、この「礼」は後から推敲して書き加えたようにもみえる。語形をとくに明示しようとしたのか。

この例は『万葉集』等にみられるこの語法の実在を裏付ける意義がある。のみならず条件表現ひいては係り結びの史的考察に一石を投じるであろう。用例の存在が韻文のみであれば、この語法

は、特殊な表現あるいは慣用的な語法であった可能性等を疑ってみる必要がある。しかし、この例の出現は、平安時代初頭に日常の語法として存在していたことを示唆する。また、諸家が指摘する完了助動詞に多くあらわれる傾向についても改めて検討の要をもたらす。はじめに引用した佐伯論文は、「こそ―已然形」の係り結びが、已然形単独による確定条件の表現を基盤として、「こそ」で逆接の関係を明瞭にした語法であった可能性を示唆する、と本稿の筆者は理解している。日常の語法では順接とも逆接ともつかなかったものを文章表現として整えたということである。この例はその支えになるであろう。

『和世種三月六日
小須弥女十一日蒔』　　臨傷臨位別□持
□□

伊福部連豊足解　申進上御馬事

『種蒔日』
以　今日□　可命死依此御馬飼不堪於
右仍豊足　□□　重病御馬飼不堪伏乞

於畏公不仕奉成命　□□　至死在礼畏公不仕奉也在□□〔別カ〕

【赤外線写真は香芝市二上山博物館から提供・掲載許可を得た。また、編集委員会から有益な助言を得た。記してともに謝意を表する】

（いぬかい　たかし・愛知県立大学文学部教授）

書評

# 山口佳紀著『古事記の表現と解釈』

内田賢徳

## 一　本書の立場

著者山口佳紀氏の、古事記に関する単著としては、『古事記の表記と訓読』（有精堂出版　一九九五年九月）に次ぐ著作である。姉妹編とされる二つの著作の間に、著者に、新編日本古典全集『古事記』（小学館　一九九七年　神野志隆光と共編、以下『新編』と略称）という注釈のあることは、本書理解にとって欠かせない要素である。

本書の劈頭に「凡例」が掲げられ、第一項に、

『古事記』の本文および訓読文は、原則として新編日本古典全集『古事記』（神野志隆光と筆者との共編）によることとした。（以下略）

と謳われる。恐らく、このように、まず凡例があげられる研究書というのは、稀ではないのか。この劈頭に掲げられる著者の言挙げは、前著と本書をつなぐものであると同時に、本書の立場を象徴的に語るものである。通常の文学研究書は、対象とする作品について、概ね通行している校訂本文を用い、適宜校訂を補って本文をあげる。本書と同じように自らの校訂によって作品をあげるものに、古事記では西宮一民氏の『古事記の研究』があるが、そこにおけるよりも、本書の立場は際立っている。

そこに溢れるほどの自負を感じるのは、ひとり評者のみではあるまい。評者は、今、溢れるほどのという形容をいささか羨望を込めて記している。何と強固な立場であることか、古事記のすみずみまで読み尽くし、注釈をつけた、その成果が立場を作っている、その重みを読者はずっしり受け止めることになる。

注釈という営為は、どのような細部（ディテール）の解釈も、作品の全体と

の有機的なつながりなしには遂行できないという特質をもっている。それ故の困難さを今棚上げして言えば、細部の検討が個別的に恣意の展開をもつ、言わばそれに執したようなあり方は抑制され、全体に亙る調和が基本的にあることになる。

そもそも、ある文献を言語資料として役立てるためには、その文献が正しく読めていなければならないはずである。ところが、少なくとも『古事記』についていえば、一通りの解読をもとにして、十分な検討を経ないままに、やや軽率に言語資料として利用されてきたという側面が認められる。『古事記』が古代日本語を考えるための極めて重要な資料であることは、あまねく認められている。だとすれば、なおのこと慎重な取り扱いが必要とされるであろう。もとより、本書において筆者の下した解釈が唯一無二のものであるというつもりはない。それもまた、厳密な検討の対象となるべきである。（以下略　緒言末尾）

自負は、単にそれとして現れれば独りよがりに過ぎない。注釈という営為が一つの読解という客観的な存在を生み出し、それがまた新たな対象であるという自覚が、自負の正当性を保証する。本書の解釈が唯一無二ではないというのは、謙辞という措辞ではないし、また相対主義に基づくのでもない。古事記を対象とする著者の、一貫した姿勢である。

前著と『新編』と本書は、時系列通りの関係、即ち前著を準備段階として『新編』が成立し、その結果に立って本書が著されたというのではない。今、巻末の一覧に従って、初出を時系列に並べてみると、本書各章の初出年月のうち、一九九七年の『新編』刊行前に遡るものが、「諸問題」と題された第五章を除いて六編あり、前著の最も年次の新しい編より以前のものも三編ある。本書は、一九八〇年初出の上代特殊仮名遣についての啓蒙的な節や、西宮一民著『古事記の研究』への書評（一九九六）も含まれる（いずれも第五章）から、著者の古事記研究の拾遺的な面もあり、一概には言えないが、『新編』刊行前の編も含むことは、本書成立への準備が、『新編』の注釈と重なり合うものであったことを示している。『新編』と併行して、同じく神野志隆光氏との共著である『古事記注解』の第二、四分冊が刊行された一九九三年（注解2）の前年から一九九七年（注解4）の前年にかけて、前著と本書に収録された編のうち、一九編（全体比は、前著11／20、本書8／24）がこの時期に発表されている。注釈と論文とが緊密に結びついた、豊かな六年間であったと想像される。

―あんた、ええ相手を見つけたなと、故吉井巌が神野志隆光氏に、思い起こせば何とも懐かしい、独特の語り方でエールを送っ

ているのを傍らで聞いたことがある。『注解2』に、「二人だけの研究会がスタートすることになった」と秘め事のように記される一九八二年より後、恐らく『新編』の担当を二人が引き受けられた頃であろう。共著の二人が、単に語学と文学とを分担しあったということでないのは、『注解2、4』の随所に見ることが出来るが、「二人だけの研究会」という、そもそもの出発のあり方が、分担でありえなかったことを語っている。そして、本書の成果から見れば、好き相手に恵まれたのは、一方だけでなかったように見受けられる。本書が、古事記が八世紀初頭の文献としてどのような日本語表現をもち、それはどのように解釈されるかということを、極めて客観的立場、言い換えれば語学のそれへと抽出しえているのは、注釈の過程で共著者との討論で得た作品理解があって、そこに立つという明快に基本的な立場があるからであろう。では、作品としての古事記をどう読むかといったような問への答はいつでも傍らに用意されている。

共著はここで、稀なことだが、友情の揺籃である。豊かな六年間が、幸福な務めの六年間であったことが思われる。

## 二　反論の立場

今、著者の手を離れて、「厳密な検証の対象」となった本書に対して、細部に関わって、小さな立場から検討を試みたい。

主として第一章第一節「『古事記』の文体―散文部と歌謡部―」において、本書は古事記本文の歌謡とそれ以外の叙述部分(散文部)との表現の照応関係を取りあげている。本書の主旋律部分とでも称すべき内容である。

そこで青木紀元氏以下の所説が批判されている。青木説は、歌謡が旧辞に結びつけられるに際して旧辞を歌謡に合わせて述作したという前提に立っている。この前提は、西宮一民編『古事記』の各版も同様と判断される。本書に、その前提に対する批判は特に示されない。批判は、それを一律に適用することを過度だと咎めていると言えよう。「現にある『古事記』を読む立場から言えば、散文部と歌謡部とが特定の表現を共有することによって、緊密な文脈を形作っていることを理解すれば、それで十分である」という見解からすれば、緊密な文脈の成立理由には特に関説しないという、共時論的立場に立っていることになる。それが本書の「現にある『古事記』を読む立場」ということになろうか。

とすると、個々の事例を緊密であると認定することは、いかにしてなされているのか。表現の一致例の第一にあげられるのは、次の例である。

見二其大久米命黥利目一而、思レ奇歌曰、

あめ鶺鴒　千鳥真鵐　など佐祁流斗米（記歌謡17）

「黥利目」は、歌謡に従って「黥ける利目」と、「訓読するほかないであろう」。また、トメの語は、逆に「利目」によって意味が確認される（入れ墨をした鋭い目―依『新編』）という。別の解し方もあるが、この理解に特に異論はないであろう。しかし、「黥」をサケルと訓むことは決して自明ではない。今、その訓詁をたどってみる。

「黥」は、『篆隷萬象名義』に「黥　渠京反、黒形在レ面」とあるが、これは元の『玉篇』が『説文解字』を引いた注文と考えられる。『説文解字』に、「黥　墨刑在レ面也、从レ黒、京声」とあり、続けて「劓　或从レ刀作」とある（「劓」同上」萬象名義）ように、顔面を切って墨を入れる刑である。『周礼』（司刑）に五罪として「墨罪、劓罪（はなそぎ）、宮罪（去勢）、刖罪（足きり）、殺罪」と列挙する。『説文解字』段玉裁注も引く『周礼』鄭玄注に、「墨、黥也、先刻二其面一以レ墨窒也」とみえる。一方、これはえびすの習俗であった。漢王子淵〈褒〉「四子講徳論」（文選巻五一）に、「翦髪黥首、文身裸袒之国」とあり、李善注に「黥首、蓋レ彫レ題也」とみえる。倭国の古風であったこと、「魏志倭人伝」に記され、広く知られる。目尻に墨を入れてマサキと称したらしいことは、「播磨国風土記」飾磨郡麻跡里の記事にみえるから、サケルトメが目尻に入墨した眼のことで、かつ歌謡に並ぶ鳥の過眼線の鋭さに類比される（西宮注）ことも分かり易く、大久米命をそのような古制に沿った顔面と描写するのであろう。しかし、そのことは、「黥　サク、サクル」という倭訓の事実を示すのではない。日本書紀古訓には、メサキノキスとある（履中紀図書寮本）一方、「黥二人面一」（雄略紀前田本）ともある。但し、『類聚名義抄』には和訓が付されないから、いずれの訓も一般的ではなかったと目される。古事記の例で、歌謡との照応に重きを置かずに「其の大久米命の黥める利目を見て」と訓んでもおかしくないことになる。「黥は只借字」とする『古事記伝』は、「自然に裂て有る」からという解し方だが、サケルトメの訓みが直接的な対応でないことを言っている点で示唆的である。大久米命の眼が鳥のような形状と鋭さを有していたにせよ、「人眼割下」（播磨国風土記）そのものであったにせよ、「黥利目」は、それがサケルトメと歌われていることへの説明である。サケルという倭語を訓字で記すのであれば、正訓字的な「裂、割」などを用いる方が効果的だが、入墨ということは表せない。『時代別国語大辞典　上代編』は、サクに入れ墨する意をあげ、『新編』頭注も「入れ墨する意の動詞サクは、サク（裂）と同源」とするが、日本書紀古訓からすれば、メサクと使い、サクは入墨に手段として付随した動作であるに過ぎない。

「鳥さん、鳥さん、どうしてそんな(目尻が黒く)さけたお目々？」といった歌謡に「黥」という説明を与えている、その限りでは、訓みは実は限定されない。示したような字義が漢字の字面を通して与えられているというのが、テキストの現象そのことである。しかし、歌謡とのその照応故に、訓みは訓詁以前に歌謡の歌詞と同一に限定されてしまうのである。借字ということを二重に使って、宣長は「此人の目大(キ)にして、裂(サケ)たるが如くなる故に、米佐久(メサク)てふ訓を借(カリ)たるのみか、又は打見(ウチミ)たるが、彼黥(ノメサケ)る者の目のさましたりし故に書るか、何(イヅ)れにまれ借字にてはあるなり」(古事記伝)と説く。そこにある照応関係の故に、他のありうる訓、キザメルなどを排して、訓みがサケルに限定されてしまうこと、それがここでの緊密な関係であろう。

訓みがそこで、現象的に見るならば、一面限定されない性格のものであるなら、本書で歌詞と散文部の一致しない例とされる、

到二於波迩賦坂一、望二見難波宮一、其火猶炳、尓、天皇亦歌曰、
波迩賦坂　我が立ち見れば　かぎろひの　毛由(モユル)流家群　妻

が家のあたり(記歌謡七六)

と似ることになる。しかし、この場合、「炳」はモユと訓む他ないというようなことはなく、むしろその訓義からは拒否される訓である。そこでこの場合はアカシと訓むと本書(及び『新編』)は説く。意義を説明して、かつ訓が歌詞と対応しない点で、「黥」の場合で言えばキザムと訓むことに該当することになる。「アカシと訓んで、何ら問題のないところである」として、特に疑問はないように本書は述べている。同じくアカシの訓をとる思想大系『古事記』(一九八二年二月)は、本文脚注に「『炳』は新撰字鏡に『著明也明之皃』とあるのによる。古訓アカクミエタリ」とあげている。本書にこれに関わる指摘はないから、同じ理由に依るとは断定できないが、一応関連あるものと仮定して、これを検討してみる。

この訓詁は、『玉篇』に見られる。

炳著　玉彼四反、説文、炳、明也、蒼頡篇、著明也、広雅、炳々、明也、或為芮字(大乗理趣六波羅蜜経釈文)

「玉」は、それが玉篇佚文であることを示す。そこに残る「蒼頡篇」の訓詁「炳　著明也」は、文選李善注にも引かれる。後漢班孟堅〈固〉「両都賦序」(文選巻一)に、漢賦を毛詩の雅・頌に次ぐものと称え、「大漢之文章、炳焉与二三代一同レ風」と述べられる一節の李善注に、「蒼頡篇曰、炳、著明也」とある。大漢の文章は、夏殷周三代と輝きを同じくしているの意。「著明」とは、『周易』(繋辞上)に、「懸レ象著明、莫レ大二乎日月一」とあるような、日月の燦々たる輝きを最高とするようなあきらかなさまを形容す

る。『新編』頭注に「炳は明るく輝くさまをいう」とあるのは、こうした訓詁につながる解だが、とすると「火があかあかと燃えていた」（『新編』口訳）とは、難波宮の炎上を、波迩賦坂からそれを遥かに見る履中天皇が、燦々たる輝きに見えると称えていることにならないか。また、「炳　明也」（説文解字）の方は、段玉裁注に「易曰、大人虎変、其文炳也」とあげられる。この文は『周易』（革）にみえ、革命をなす大人の功業を虎の毛が秋に生えかわって鮮明になるさまに喩える。「著明也、明也」ともに火の燃えるさまを形容することからは遠いと言えよう。但し、「炳」には燃焼を意味する場合もある。宋謝恵連「雪賦」（文選巻一三）に、「燎二薫鑪一兮炳二明燭一、酌二桂酒一兮揚二清曲一」とあるように、燈火をともすの意である。これに基づけば、難波宮の炎上が燈火のように見えたということになる。

「炳」のこうした訓義と『類聚名義抄』の、

炳　丙音、トテレリ、テル、テラス、トホル、又昞、アキラカニ、アラハル、トモス、和平

という和訓とは照合している。従って、この字のままで古事記の該当部分を理解すれば、炎上する難波宮が波迩賦坂から、まだくっきり見えたという意か、その火がまだ燈火のようにともって見えたという意になる。前者の場合なら訓みは、アキラカナリは上代確例を欠くからアキラケシ、後者ならトモレリであろうか。

以上、あかあかと燃えていたということとしてのアカシの訓は「著明也明之皃」（新撰字鏡）という訓詁からは導かれないことを述べた。但し、ここに古事記の記す事態が、「御殿を焼く火はまだあかあかと燃えていた」という事態であることは確かであろう。それを表す文「其火猶炳」を訓義に沿った意義に理解し、宣長が使う第二の借字の意味（前掲）と同様に適用して訓むのは、一つの方法ではある。

その宣長はどうしたであろうか。

炳は阿加久美延多理と訓べし、［此字、字書に、火明也と注せり］（古事記伝）

「炳　火明也」は、『集韻』にみえるもので、去声映韻（平水韻では敬韻）に、「陂病切」としてあがる十四字の一つ、「炳　火明」とある。同じ箇所に並べて「昞　日明也」とあるのを参照すれば、意義は分かり易い。これを『康熙字典』が引く。「又陂病切、音柄、火明也」。宣長が見たのは多分これであろう。安永七年（一七七八）に和刻本も出板されている。この「陂病切」は『集韻』にしかみえない反切だが、「柄」や「秉」と同じだから、通用するのであろう。あかりをとる、ともすといった意義であり、その燈火が明るいというのである。それを理解していたとすれば、「あ

かくみえたり」は、燈火のように明るく照らしていたということになる。同じように見えて、「著明也明之皃」（新撰字鏡）によってアカシと訓むのだという解と、「炳　火明也」（集韻）によってアカクミエタリと訓むという解とは、異なることになる。

いずれにせよ、「炳」はここでそう簡単に倭訓を求めにくいという点で、実は先の「黯」と一脈通じている。即ち、これは字面において歌詞の意味を説明する位置にある。とすれば、燈火のようと見た、くっきりと明らかなすばらしいものと見たといった説明は迂遠過ぎはしないか。説明なら、当然モユと訓みうる字、その意義をもった字が考えられてよいのではないのか。

以上が、本書に一蹴されている評者の小論に、「炳」の誤写、またはそれとの通用字と考えた理由である。通用は、前掲玉篇佚文の、「或為芮字」から考えられよう。歌詞に合わせて「炳」をモエタリと訓むという解は訓詁を欠くが、アカシの方も訓詁に難があり、その解消としての一案であった。本書の趣旨から言えば、第二章第三、四節「『古事記』の本文校訂に関する若干の考察」に説かれる校訂すべき箇所の一つとして扱ってもよかったように見える。しかし、著者はそれをとらなかった。それは、小論の説得力の乏しさを措けば、著者が、歌謡と所伝を記す散文部との関係の、全体に亙るバランスを考慮した結果であろう。古事記歌謡と所伝の関係はすべて歌詞と訓字に照応をもつ訳ではない。むしろそれを顕著に見ることのできる場合は少なく、小論はそれを過剰に求めていると判断されていると読み取れる。それが本書の、先述の立場であろう。思えば、小論には、そのような配慮はなかった。照応関係を、紀歌謡に対する記歌謡の特徴と位置づけること、そこに重点はあり、特にそれの見られない場合は、等閑視している。注釈をもつこととともたないこととの差と言えば、評者は極めて分の悪い反論を試みていることになる。反論と言えるような用意のあるのが、以上の小さい領域に過ぎないことも、また分の悪さを露呈する。ただ、この機会に改めて一つの立場を、古事記に関わって示しておく必要も感じた、という点でも、本書は、評者にとって魅力ある著書であった。

本書「後記」には、勤務先から与えられた研修年が本書をまとめるよい機会となったという、そのような制度のかけらもない所に勤める者にとっては妬ましい限りのことが記される。さぞかし稔りある一年であっただろうと想像される。先に記した本書の幸福が、その時間にこのように現れたのかと思うと、余計に妬ましい。

（平成十七年二月二十八日　風間書房刊
A5版　四五〇頁　本体価格一二、〇〇〇円）

（うちだ　まさのり・京都大学大学院人間・環境学研究科教授）

## 予告

**○萬葉学会第六十回全国大会**

平成十九年度の全国大会を、大阪市立大学との共催により、左記のように開催する予定です。

記

開催日　平成十九年十月二十日(土)から二十二日(月)まで

第一日(十月二十日)　午後　公開講演会・懇親会

会場　大阪市立大学(杉本キャンパス)　全学共通教育棟

講師　大阪市立大学教授　毛利正守氏
京都大学名誉教授　興膳　宏氏
大阪市立大学名誉教授　井手　至氏

第二日(十月二十一日)全日　研究発表会

会場　大阪市立大学(杉本キャンパス)　全学共通教育棟

第三日(十月二十二日)

臨地調査研究　難波から飛鳥へ

**○研究発表者募集**

内容　上代の言語・文学に関する各分野の研究

時間　発表三十分　質疑応答十五分

**応募締切　平成十九年六月三十日(金)**

研究発表ご希望の方は、題名・氏名・所属を明記の上、要旨(八百字以内)を添えて、学会本部(大阪市立大学文学部国語国文学研究室内)あてにお申し込みください。なお、発表をお願いする場合には、八月末日までに要項集の版下原稿の作成をお願いしますので、今年度あるいは昨年度の要項集をご参照の上、予めご用意ください。

以上

**○『萬葉』百九十五号「柿本人麻呂の表現をめぐって」正誤**

『萬葉』百九十五号の坂本信幸著「柿本人麻呂の表現をめぐって」について、以下のように御訂正願います。

・17頁下段13行目　「○実景説」→「○三句序とする説」
・18頁上段9行目　「○三句序とする説」→「○実景説」

## 編輯後記

○百九十六号をお届けします。巻頭には昨年度大会におけるご講演を和田氏にお纏め頂き、同じく昨年度の小柳氏の成果、これに犬飼氏の片々と山口氏著への内田氏の書評で編みました。和田・犬飼両氏の論には考古学の最新の成果が採り入れられています。

○考古学の成果と言えば、先日難波宮から出土した木簡も萬葉仮名の成立時期を特定する貴重な発見でした。これは単に成立時期の問題だけでなく、いろんな問題を孕んでいるようで、動かぬ証拠は何と雄弁か、と思わずには居られません。

○この発見の興奮が冷めやらぬ頃、今年の全国大会は日本女子大学成瀬記念講堂のおごそかな雰囲気の中で行われました。開催に当たってご尽力いただいた皆様に改めてあつく御礼申し上げます。ご講演の青木・蜂矢両先生の豊かな学殖と、若い世代の健闘が記憶に残る大会でした。

○社会に目を転じれば、結果を求めて先走りすぎたと思われることばかり。高校での必修科目未履修問題然り。某政党の復党問題爾り。我々の身近でも数字に現れる結果を問われることが最近頓に多くなり、研究も質以上に量の面で評価される。質で勝負の学会誌の発行が遅れがちなのも、こうしたことと無関係ではないのです。（山﨑健司）

## ◇お願い◇

1　論文の投稿、書籍・論文の御寄贈は、学会本部あてにお願いいたします。

2　年会費の納入および入会申込みは、そのむねを明記のうえ会費を郵便振替で「〇〇九〇〇―七―二九一四七　萬葉学会」あてにお送りください。

3　住所変更・改姓等の届出、本誌既刊号の購入等は、清文堂出版内　萬葉学会事務室あてにお願いいたします。

## 投稿規定

一、投稿資格は会員に限る。

一、内容は萬葉集とそれに関連する各分野の研究論文とする。

一、分量は原則として四百字詰め原稿用紙三十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）とする。

一、投稿に際してはコピー四部を送ること。

一、ワープロ原稿の場合は、字詰め・行数及び四百字詰め原稿用紙に換算した枚数を明記すること。論文採用の場合には、テキストファイルの提出をお願いする。

一、原稿は返却しない。採否決定は編輯委員会に一任のこと。

一、論文掲載の場合は、本誌十部を贈呈する。ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申し出があれば実費でこれに応ずる。

## 萬葉学会会則

一、本会は、萬葉学会と称する。

一、本会は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究を目的とする。

一、萬葉研究者・愛好者は誰でも申込みによって会員になることができる。

一、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を編輯・発行する。

一、本会は、年一回、公開講演会・研究発表会・臨地調査研究を中心とする全国大会を行い、随時、目的に沿う事業を行う。

一、会員は、年額四千円の会費（誌代を含む）を年度初め（四月）に納入する。

一、本会の本部を
大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号
大阪市立大学文学部国語国文学研究室内（郵便番号五五八―八五八五）
に置く。

一、本会の運営及び機関誌の編輯・発行は編輯委員会において行う。

一、本会に代表を置く。

萬　葉　第百九十六号
平成十八（二〇〇六）年十一月二十五日印刷
平成十八（二〇〇六）年十一月三十日発行
頒価　一、〇〇〇円
送料　六〇円
558-8585 大阪市住吉区杉本三丁目三番138号
大阪市立大学文学部
国語国文学研究室内
電話　〇六（六六〇五）二四一四
編輯・発行　萬　葉　学　会
代表者　毛利正守
振替〇〇九〇〇-七-二九一四七
542-0082 大阪市中央区島之内二丁目八番五号
清文堂出版株式会社　内
発売所　萬葉学会事務室
電話　〇六（六二一）六二六五